

第四十三回国会 衆議院 地方行政委員会 議 録 第二十六号

昭和三十三年五月二十三日(木曜日)
午前十時四十八分開議

出席委員

委員長 永田 亮一君

理事小澤 太郎君 理事大上 司君

理事高田 富典君 理事丹羽喬四郎君

理事太田 一夫君 理事阪上安太郎君

理事二宮 武夫君

宇野 宗佑君 大沢 雄一君

久保田円次君 田川 誠一君

富田 健治君 山崎 巖君

川村 繼義君 松井 誠君

山口 鶴男君 門司 亮君

出席國務大臣

自治大臣 篠田 弘作君

出席府委員

自治事務官 佐久間 彌君

(行政局長) 長

委員外の出席者

自治事務官 宮沢 弘君

(行政局長) 長

自治事務官 林 忠雄君

(行政局長) 長

専門 員 越村安太郎君

五月二十二日

地方自治法の一部を改正する法律案
(内閣提出第一五七号)(参議院送付)
は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

地方自治法の一部を改正する法律案
(内閣提出第一五七号)(参議院送付)

○永田委員長 これより会議を開きます。

昨二十二日参議院より送付されました地方自治法の一部を改正する法律案を議題とし、審査を進めます。

地方自治法の一部を改正する法律案
〔本号末尾に掲載〕

○永田委員長 まず、政府当局より提案理由の説明を聴取いたします。篠田自治大臣。

○篠田自治大臣 ただいま議題となりました地方自治法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

この法律案は、地方公共団体の組織及び運営の合理化及び能率化に資する見地から、地方財務制度の改正と地方開発事業団の創設を行なうことを中心として、地方自治法の一部を改正しようとするものであります。

地方自治法は、昭和二十二年に制定され、その後しばしば改正されているのであります。地方財務制度に関する基本規定は、府県制、市制、町村制当時のものを踏襲しておりますので、今日の実情に照らし、改善を要する点が少なくないものであります。政府は、その改正について地方財務会計制度調査会に諮問し、昨年三月答申を得ましたので、その趣旨に従いまして、地方財務制度の全般について改正を行なうこととしたのであります。

次に、最近における地域開発の進展に伴い、新産業都市に指定される区域をはじめ、一定の地域の総合的な開発計画に基づく諸事業を数地方公共団体が総合的かつ能率的に実施するため、これに適応した新しい地方公共団体の共同処理方式が要請され、昨年十月、地方制度調査会において地方開発事業団の制度を設けることを考慮すべき旨の答申がありましたので、これを立法化することとしたのであります。

以上がこの法律案を提案するに至った理由であります。以下法律案の内容の概要について御説明申し上げます。

第一は、地方財務に関する規定の改正であります。

まず、財務に関する地方公共団体の組織につきましては、議事執行機関及び執行機関内部における権限分配の合理化をはかる見地から、若干の規定の改正を行なうこととしたのであります。

その一は、財務に関する規定の整備に伴い、契約の締結並びに財産の取得及び処分についての議会の議決事項を条例で定める場合には政令で定める基準に従うべきものとするとともに、財産の出資等にかかわる事項を新たに議会の議決事項に加えることとしたのであります。

その二は、地方公共団体の長の担任する事務について規定を整備するとともに、出納長及び収入役の職務権限に財産に属する現金及び有価証券の出納及び保管の事務を加える等その範囲を広げ、さらに、出納長及び収入役の補助職員及び事務補助組織を整備し、会計機関の責任体制を明確にすることとしたのであります。

その三は、監査委員制度の強化をはかるため、現在市町村においては任意設置制とされておりましたのを必置制に改めるとともに、監査委員の定数及び選任方法について合理化をはかることとし、さらに、監査委員の職務権限を明確化し、代表監査委員制度を設け、監査委員の事務補助組織を整備することとしたのであります。

次に、財務制度の改正について申し上げます。

その一は、予算に関して、国の制度にならぬ、歳入歳出予算のほか、継続費、繰越明許費、債務負担行為、地方債、一時借入れ金及び経費の流用に関する定めをあわせて予算の内容とすることとするなど、いわゆる強力な事項や事故繰り越しの制度を設ける等規定を整備したのであります。なお、決算に関しても、若干の系統規定の整備をすることとしたのであります。

その二は、収入及び支出に関する事項について、主として内部管理の諸手段を合理化、能率化することとし、特に、住民の利便を考慮して、証券による納付の方法、口座振替による収入及び支出の方法、小切手の振り出しによる支出の方法等につき規定を設けることとしたのであります。なお、最近における運用の実情にかんがみ、夫役現品制度は廃止することいたしました。

その三は、契約に関して、現在、規定が不備でありますので、指名競争入札または随意契約によることができる場合を政令で定めることとする等契約締結の方法の合理化をはかることとし、契約の履行を確保する方途を講じ、いわゆる長期継続契約の制度を設ける等全面的に規定を整備することとしたのであります。

その四は、現金及び有価証券に関して、現在、規定が不備でありますので、適正な管理運用ができるよう規定を整備したのであります。

その五は、財産に関して、現行制度のもとにおいて、現金の取り扱いに比べて、財産の取り扱いが整頓されておりましたのを改善するため、規定を整備することとしたのであります。すなわち、公有財産については、その範囲を法定するとともに、これを行政財産と普通財産とに分類し、それぞれの管理及び処分に関し所要の規定を設けることとし、また、物品及び債権の管理保全に関しましては、国の制度を参考として所要の規定を設けることとしたのであります。なお、基本財産及び積み立て金の制度を基金制度に改め、その設置、管理及び処分に関する規定を整備することとしたのであります。

その六は、住民による監査請求及び訴訟の制度に関して、現行の規定が必ずしも明確でなく解釈上疑問の点も少なくないために、住民の正当な請求がいれられないおそれがある実情にかんがみ、規定の明確化をはかることとし、所要の系統規定を整備したのであります。

その七は、職員の賠償責任に関し、その対象となる職員の範囲を予算執行

職員及び物品を使用している職員にまで及び、当該行為について実質的責任を有する者が責任を負う制度に改めるとともに、手続規定を整備したのであります。

第二は、營造物に関する事項を改正しようとするものであります。

營造物については、現行法では財産と一括して規定されているのでありますが、これについては、財産的管理面からではなく、行政的管理面から規定することが適当と考えられますので、財産と切り離して別に規定することとするともに、「營造物」の名称を「公の施設」に改め、その設置、管理及び廃止に関する規定を整備することとしたものであります。

第三は、特別地方公共団体の団体の一つとして、地方開発事業団制度を新設するものであります。

その一は、地方開発事業団は、一部事務組合の場合と同様に、関係地方公共団体が議会の議決を経て協議をして、規約を定め、規約を定め、自治大臣または都道府県知事の認可を受けて設置するものとしたのであります。

その二は、地方開発事業団は、一定の地域の総合的な開発計画に基づく道路、港湾、上下水道、工業用水道、住宅等の建設、工場用地その他の用地の取得造成、土地区画整理事業等地域開発のための事業を、設置団体が協議して決定した事業計画により委託を受けて行なうものとし、事業が完了したときは、その事業にかかわる施設についてはこれをそれぞれの設置団体に移管し、また、当該事業にかかわる住宅または土地についてはこれを処分し、または設置団体に移管することとしたし

ております。

その三は、地方開発事業団には、理事長、理事及び監事を置き、重要事項は、理事長及び理事をもって組織する理事会の議を経なければならないこととあります。

その四は、地方開発事業団の財務については、おおむね普通地方公共団体の財務に関する規定を準用しているのであり、かつ、地方開発事業団が事業を能率的、かつ、弾力的に執行できるようにするため、予算の繰り越しのほか、特定の事業については地方公営企業法のため財務の規定を準用する等若干の特例を設けております。

その他、地方開発事業団と国及び都道府県との関係、地方開発事業団の設置及び解散の手続、規約及び事業計画の内容等に関して所要の規定を設けております。

第四は、その他規定の整備をはかりうとするものであります。

その一は、地方公共団体の事務の中に、交通安全の保持を行なうことを明記することとしたのであります。

その二は、地方公共団体の長及び議会の議長がそれぞれその相互間の連絡を緊密にし、並びに共通の問題を協議し、及び処理するための全国的連絡組織に関する規定を設けたこととあります。

その三は、大都市周辺町村における人口の急激な増加状況にかんがみ、昭和四十一年十二月三十一日までの間に限り、国勢調査の人口によらないで最近の指定統計調査による人口をもつて町村を市とすることができるとの特例を認めることとしたのであります。

その四は、法令の制定及び改廃に伴

い、地方公共団体の処理しなければならぬ事務等を掲げた別表に所要の改正を加えることとしたものであります。

以上が、この法律案を提案する理由及び法律案を提案する理由及び法律案の内容の概要であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願いいたします。

○永田委員長 以上で説明は終わりました。

○永田委員長 続いて本案についての質疑に入ります。通告がありますので、これを許します。山口鶴男君。

○山口(鶴)委員 ただいま御提案をいただきました地方自治法の一部を改正する法律案につきまして、おもな考え方の点だけ簡単に御質問をいたしてみたいと思ひます。

まず第一に、この財務会計制度の問題であります。確かに従来の地方自治団体の財務会計制度におきまして改善をすべき問題が幾多あります。これは、私もかつて地方議会におりました経験に徴しましていろいろ感ずるところがあるわけでありまして、今回の法律案改正の趣旨といたしましては、まさに答申をせられまして地方財務会計制度調査会の答申、これをもとにいたしました今回の改正案をおつくりになつておられると思うわけでありまして、その中で、特に答申に触れておりますが、今回の改正にございませう点をお尋ねしてみたいと思ひます。その中で、答申によりまして、国の予算執行と地方の予算執行との間に現在事務的に非常にズレがある

わけでございます。とくに東北、北海道等の積雪寒冷地帯では、事業執行の最盛期が冬期にかかるため、事業がその最盛期において中断されるものが多い。したがって、このような不合理は改善する必要があります。地方自治団体の執行する事業がおそくとも四月に着手できるようにすることがいいのではないかと触れておられるわけであり

ます。幸い自治大臣の御出身もここに書かれております北海道であります。方との会計年度を改めたらどうか、そのうちの中で国の予算がきまり、いわば補助金等の地方に対するところの配分なり、あるいは交付税の地方自治団体に対する配分なりというものが早目に

行なわれて、そうして会計年度のズレによつてその間を調整して、四月から地方自治団体が十分この工事に着手できるといふように、そういうためには会計年度を国と地方とで改めるといふことも必要ではないか、こういうことはしばしば議論をされた問題だと思ひます。答申によりまして、そこ

まで明確に書いてあるかどうかは別であります。この答申に盛られてある四月から地方自治団体が工事に着手できるようにする点については、今回の法律改正では具体的にどうお考えになつて、どう対処せられようとしておられますのか、まずお聞かせをいたしたいと思ひます。

○篠田国務大臣 ただいまのお話は、私たちとして非常にそれを痛感してゐるのであります。北海道のごときは、地方によりまして大体五月まで雪が降りまして、十月の末から十一月になれば、当然また次の雪が降ってくるわけ

であります。そこで三月に予算がきまりまして、配分をされるのが五、六月であります。それから十月、おそくとも十一月一ぱいということになります。と、半年あるかないか、それでわれわれとしましては何とか四月ごろから工事に着手できるように予算の配分をしてもらいたいというところを、前々から希望しております。またできれば会計年度を暦年制にするということになれば、積雪寒冷地帯などは非常に便宜を受けるのじゃないかということでもござ

います。大蔵省等におきましても会計年度の問題はいろいろ考えております。その間の意見の調整というものがなかなかつきません。また全国的の事情でもないようなわけでありまして、そういう点におきまして、いま直ちに会計年度を改めるとか、あるいは地方だけ変えるというふうなこともいろいろ議論がございまして、今回の法律案の改正にはその点は載せてない、こういうわけでございます。

○山口(鶴)委員 私の住んでおりますところは、新潟、北海道というふうな地域と異なりまして、東京に近いところでありまして、しかし地方議会のいままでの運営というものを振り返つて考えてみますと、確かに国会と同じ当初予算を計上いたします県議会あるいは地方議会というものが、二月の末から三月一ぱい開かれる。そうして一年間わたるいわば予算というものを論議し、決定をいたすのでありますけれども、考えてみれば、このくらしナンセンスなことではないのであります。私どもがしばしば国会での議論にあたりまして、国が予算を提案されたと同時に地方財政計画をひとつ出して

うなものをつくって、委員会のほうに御提示をいただきたいと思うのです。さらに関連をいたしまして、ちよつと御意見をお伺いしておきたいと思うのですが、確かに原則的な議論をいたしますならば、予算の審議の過程でどのような事業をどうやっていくのだということを前提にして議論をし、予算を議決したのだから、予算が成立いたしましたあとの執行については、いわば

ただいま御指摘になりましたような観点からの御議論もあるわけでございますので、政府案を立案する過程におきまして、そのような事情も十分考慮いたしまして、いま御提案いたしております案におきましては、調査会の答申どおりではございませんで、契約の締結にいたしましてもあるいは財産の取得等にいたしましても、従来どおり条例で定める重要なものは議会の議決からしめる、ただその条例で定めま
す基準、きましまして政令で一定のものを定めることにいたそうというふうに答申の縛を修正をいたしまして、御提案をいたしたわけでございます。したが
いまして、この政府案につきましましては御指摘のような事情も十分考慮し、かつまた調査会の答申で言うております

趣旨もくんだ実際に即した適当な案であらう、かように考えておるわけでございませう。

○山口(鶴)委員 この契約の締結、財産の取得、こういった財務に関する規定に關しまして、長と議會との権限が、現行法とそれから今回改正しようとするものにおいて、具体的にどのように推移をしているかということをして——たいへんこんな厚いものに書いてございませうが、一覽表で見やすいよ

い、しかしその個所を明示はできぬとにかくこの予算の範囲内でやりたいのだというような説明で、議会で審議をされ、通していくという場合が多いのであります。といったしますと、結局道路費幾ら、あるいは橋梁費幾らというような、きわめて大まかなものだけ議會を通して、そしてどの地点をどうしていくかという問題というものは、一切長の権限になる。そうなりますと、私は特に大臣に聞いていたいただきたい

と思うのでありますが、議会でどこが優先的に必要かという議論が出されて決定されておるなら私はかまわぬと思うのでありますが、それがいい。そして予算だけは通った。そうすると、いまの日本では一番弊害といわれる陳情政治ですね、市町村やその他のいろいろな団体がわいこらわいこら知事のところに行つて、あるいは市長のところに行つて、ひとつこを直してくれという陳情をうんとやる。陳情を大いにやつたほうが勝ちを占めて、その地点の工事はすみやかに促進される。こういうようなことが、結局議会と長との権限の配分を要することによつて助長される傾向があつた場合には、これは時代の逆行ではないかと私は思うのであります。そういう点で、今回の改正についてこのような点をどうお考えであるのか。また私がいま申し上げたような方向について、大臣としての御見解をひとつお示しいただきたいと思ふのであります。

○篠田国務大臣 ただいま山口さんが御指摘のような陳情によつて動かされるという場合、これは人間の社会でありますから、しばしばそういう実例を私は見ております。しかし、小さな村などではよく事情がわかつておりますから、同じ橋を一本かけかえをするにいたしまして、村全体の立場から客観的に見まして、Aの橋をかけるかBの橋をかけるかというところは、おのずからその腐朽の程度であるとか、あるいはまた地方河川の改修等にいたしまして、そういう実例上の必要という方が陳情よりも勝つていないか。陳情によつて行なわれるという事は、現在の地方公共団体ばかりでな

く、国の場合におきましてもそういうことはしばしば見受けられますが、しかし、いま申しましたような地方の実情が、破損の程度であるとか腐朽の程度であるとか、そういうものの方がやはりより有力であらう、こういうふうに考へております。

○山口(鶴)委員 大臣の御答弁をお伺いしたのであります。実はその事例は、先ほど当委員会が審議をいたしました地方財政法の一部を改正する法律の県立高校の建築、こういうようなものに一番端的にあらわれているような気がいたすのであります。地方財政法の一部改正で論議がございました。私も社会党からもいろいろ指摘をいたしましたのであります。また国立高専の問題に対しまして、自民党の委員の方からも同じような御趣旨の指摘がございましたが、県立高校の建築、あるいは新築といふものの予算幾ら、これだけがきまつたということになりまして、いままでのような例で申し上げますと、結局は土地を提供するとかあるいは寄付金についてはこれだけ持つからというふうな運動が、各地から起こる。そういういたしまして、その運動で一番県のほうといたしましては有利なところといひますか、一番土地も寄付するし、また建築費についても負担をしてくれる地域に持つていつてそれを建てて。こういうようなことが非常に多かつたからこそ、地方財政法の一部を改正して財政秩序を明らかにしなければならぬといふことになったのではないのでしょうか。したがつて私は、現在そのような弊害を起しました原因の一つは、自治団体の間にある旧來の風習に

よるところの何かこちらの地域へ持つてくればいいじゃないかというふうな利己的な考えもございまして、さらには財政秩序が乱れておつたということもございまして、それから一つには通常、県の議会なら県の議会等で議論をいたします場合には、進学率その他から考へて、どこかの地点につくといふことが一番合理的なのかといふことはわかるはずであります。それから古い校舎を建て直していくといふ場合には、どの校舎が一番老朽化しておるか、点数等をとつていけばわかるのでありますから、これははっきりいたすのであります。しかるに、そういう議論はせぬでいきなり大ワクの予算だけきめて、さてどこかの箇所をやつていくかといふことについては長の権限でやつていく。請負契約の締結等については、議会の議決は要らないといふことになってまいります。ならば、よけいそういう傾向に拍車がかかる懸念があるのではないかと、私はこういうことを考へておるのであります。したがつて、地方財政法の一部を改正するという趣旨に踏み切りました自治省の態度として、今回議会と長との間の権限の配分の問題について、ひとつ筋の通つた御見解をお教えをいただきたいと思ふのであります。

きまして条例で定めなければならぬことに改めたのでございます。従来は必ずしも設置そのものにつきまして条例を要しなかつたのでございしますが、今回は条例で定めなければならぬといふことに改めたわけでございます。したがつて、その県といたしましては、議会におきまして十分審議がなされることと考へておるわけでございます。設置がきまりました場合にはどこで工事を請け負わせるかといふときに、九十六条の契約に関する議決事項の問題になるわけでございますが、これにつきまして、その種類、金額につきまして、従来は条例にまかせ切りにいたしておつたのでございしますが、各地方公共団体の実情を見てみますといふと、非常に基準を高く定めておるところもございしますし、また低く定めておるところもございしますし、まちまちでございします。今回それらにつきまして合理的な基準を政令で定めるようにいたそう、かように考へておるわけでございます。

○佐久間政府委員 ただいま例におあげになりました県立高校の誘致等の問題につきましては、御指摘のようないろいろな事情があるうかと存じておるわけでございます。この法案に関連いたしましての点について申し上げますと、高等学校の設置につきましては、これは従来營造物と申し上げておりましたが、この法案の二百四十四条の二にお

きまして条例で定めなければならぬことに改めたのでございます。従来は必ずしも設置そのものにつきまして条例を要しなかつたのでございしますが、今回は条例で定めなければならぬといふことに改めたわけでございます。したがつて、その県といたしましては、議会におきまして十分審議がなされることと考へておるわけでございます。設置がきまりました場合にはどこで工事を請け負わせるかといふときに、九十六条の契約に関する議決事項の問題になるわけでございますが、これにつきまして、その種類、金額につきまして、従来は条例にまかせ切りにいたしておつたのでございしますが、各地方公共団体の実情を見てみますといふと、非常に基準を高く定めておるところもございしますし、また低く定めておるところもございしますし、まちまちでございします。今回それらにつきまして合理的な基準を政令で定めるようにいたそう、かように考へておるわけでございます。

なお、契約につきましては、従来地方自治法の規定が至つて簡略でございまして、いろいろ契約の締結に関連をいたしまして弊害も見られたわけでございます。今回はこの契約の締結につきまして、そのような弊害をできるだけ食い止めますように規定を整備することにいたしたわけでございます。

以上申し上げましたようないろいろな点から、今回の改正によつて御指摘のような点もよほど改善されるのじやなからうかと考へておるわけでございます。

○山口(鶴)委員 それでは、先ほど希望として申し上げておいたのでありますけれども、やはりこれだけ厚いのをいまいただきまして、たとえば九十六条と公の施設を設置する場合の二百四十四条との関連もすぐわからぬのでありまして、いま私が指摘いたしましたような点に関連しまして、長と議会との関連におきまして一覽表でそういう点を明確にするように、先ほどもお願いした点につけ加えてさらにお願いをしておきたいと思ひます。

それでは財務會計制度の問題につきましては、さらにその一覽表が出ましてからこまかい御質問をいたしたいと思ふのであります。大臣さらに重ねて一つだけ財務會計制度の問題についてお尋ねをいたしておきたいと思ふのであります。今回の改正によつて、地方自治団体のいわば本金庫は一体どういふことになるか、従来の法律と違つて改正をする点はあるわけでございますが、聞くところによりますと、いわゆる普通銀行だけに限定をしていこうというお考えがあるといふふう聞いておるわけでありまして、私どもが考へますのに、その地域の産業といふものを開発し、発展をさせていこうという場合に、わざわざ当該の都道府県なり市町村なり地方公共団体が、その地域の金融機関に預託をいたしまして、年末の融資でありますとか、あるいは運転資金でありますとか、当該自治体内におけるところの産業振興のために、歳計現金の運用等を通じまして、いろいろと努力を払つておるのが私は通例ではないかと思ふのであります。ところがそういう場合に、たとえば一つの県にその地域の普通銀行あるいは相互銀行といふものが大体あると

と考へておると思いますが、議会でどこが優先的に必要かという議論が出されて決定されておるなら私はかまわぬと思うのでありますが、それがいい。そして予算だけは通った。そうすると、いまの日本では一番弊害といわれる陳情政治ですね、市町村やその他のいろいろな団体がわいこらわいこら知事のところに行つて、あるいは市長のところに行つて、ひとつこを直してくれという陳情をうんとやる。陳情を大いにやつたほうが勝ちを占めて、その地点の工事はすみやかに促進される。こういうようなことが、結局議会と長との権限の配分を要することによつて助長される傾向があつた場合には、これは時代の逆行ではないかと私は思うのであります。そういう点で、今回の改正についてこのような点をどうお考えであるのか。また私がいま申し上げたような方向について、大臣としての御見解をひとつお示しいただきたいと思ふのであります。

○山口(鶴)委員 大臣の御答弁をお伺いしたのであります。実はその事例は、先ほど当委員会が審議をいたしました地方財政法の一部を改正する法律の県立高校の建築、こういうようなものに一番端的にあらわれているような気がいたすのであります。地方財政法の一部改正で論議がございました。私も社会党からもいろいろ指摘をいたしましたのであります。また国立高専の問題に対しまして、自民党の委員の方からも同じような御趣旨の指摘がございましたが、県立高校の建築、あるいは新築といふものの予算幾ら、これだけがきまつたということになりまして、いままでのような例で申し上げますと、結局は土地を提供するとかあるいは寄付金についてはこれだけ持つからというふうな運動が、各地から起こる。そういういたしまして、その運動で一番県のほうといたしましては有利なところといひますか、一番土地も寄付するし、また建築費についても負担をしてくれる地域に持つていつてそれを建てて。こういうようなことが非常に多かつたからこそ、地方財政法の一部を改正して財政秩序を明らかにしなければならぬといふことになったのではないのでしょうか。したがつて私は、現在そのような弊害を起しました原因の一つは、自治団体の間にある旧來の風習に

よるところの何かこちらの地域へ持つてくればいいじゃないかというふうな利己的な考えもございまして、さらには財政秩序が乱れておつたということもございまして、それから一つには通常、県の議会なら県の議会等で議論をいたします場合には、進学率その他から考へて、どこかの地点につくといふことが一番合理的なのかといふことはわかるはずであります。それから古い校舎を建て直していくといふ場合には、どの校舎が一番老朽化しておるか、点数等をとつていけばわかるのでありますから、これははっきりいたすのであります。しかるに、そういう議論はせぬでいきなり大ワクの予算だけきめて、さてどこかの箇所をやつていくかといふことについては長の権限でやつていく。請負契約の締結等については、議会の議決は要らないといふことになってまいります。ならば、よけいそういう傾向に拍車がかかる懸念があるのではないかと、私はこういうことを考へておるのであります。したがつて、地方財政法の一部を改正するという趣旨に踏み切りました自治省の態度として、今回議会と長との間の権限の配分の問題について、ひとつ筋の通つた御見解をお教えをいただきたいと思ふのであります。

きまして条例で定めなければならぬことに改めたのでございます。従来は必ずしも設置そのものにつきまして条例を要しなかつたのでございしますが、今回は条例で定めなければならぬといふことに改めたわけでございます。したがつて、その県といたしましては、議会におきまして十分審議がなされることと考へておるわけでございます。設置がきまりました場合にはどこで工事を請け負わせるかといふときに、九十六条の契約に関する議決事項の問題になるわけでございますが、これにつきまして、その種類、金額につきまして、従来は条例にまかせ切りにいたしておつたのでございしますが、各地方公共団体の実情を見てみますといふと、非常に基準を高く定めておるところもございしますし、また低く定めておるところもございしますし、まちまちでございします。今回それらにつきまして合理的な基準を政令で定めるようにいたそう、かように考へておるわけでございます。

なお、契約につきましては、従来地方自治法の規定が至つて簡略でございまして、いろいろ契約の締結に関連をいたしまして弊害も見られたわけでございます。今回はこの契約の締結につきまして、そのような弊害をできるだけ食い止めますように規定を整備することにいたしたわけでございます。

以上申し上げましたようないろいろな点から、今回の改正によつて御指摘のような点もよほど改善されるのじやなからうかと考へておるわけでございます。

○山口(鶴)委員 それでは、先ほど希望として申し上げておいたのでありますけれども、やはりこれだけ厚いのをいまいただきまして、たとえば九十六条と公の施設を設置する場合の二百四十四条との関連もすぐわからぬのでありまして、いま私が指摘いたしましたような点に関連しまして、長と議会との関連におきまして一覽表でそういう点を明確にするように、先ほどもお願いした点につけ加えてさらにお願いをしておきたいと思ひます。

それでは財務會計制度の問題につきましては、さらにその一覽表が出ましてからこまかい御質問をいたしたいと思ふのであります。大臣さらに重ねて一つだけ財務會計制度の問題についてお尋ねをいたしておきたいと思ふのであります。今回の改正によつて、地方自治団体のいわば本金庫は一体どういふことになるか、従来の法律と違つて改正をする点はあるわけでございますが、聞くところによりますと、いわゆる普通銀行だけに限定をしていこうというお考えがあるといふふう聞いておるわけでありまして、私どもが考へますのに、その地域の産業といふものを開発し、発展をさせていこうという場合に、わざわざ当該の都道府県なり市町村なり地方公共団体が、その地域の金融機関に預託をいたしまして、年末の融資でありますとか、あるいは運転資金でありますとか、当該自治体内におけるところの産業振興のために、歳計現金の運用等を通じまして、いろいろと努力を払つておるのが私は通例ではないかと思ふのであります。ところがそういう場合に、たとえば一つの県にその地域の普通銀行あるいは相互銀行といふものが大体あると

と考へておると思いますが、議会でどこが優先的に必要かという議論が出されて決定されておるなら私はかまわぬと思うのでありますが、それがいい。そして予算だけは通った。そうすると、いまの日本では一番弊害といわれる陳情政治ですね、市町村やその他のいろいろな団体がわいこらわいこら知事のところに行つて、あるいは市長のところに行つて、ひとつこを直してくれという陳情をうんとやる。陳情を大いにやつたほうが勝ちを占めて、その地点の工事はすみやかに促進される。こういうようなことが、結局議会と長との権限の配分を要することによつて助長される傾向があつた場合には、これは時代の逆行ではないかと私は思うのであります。そういう点で、今回の改正についてこのような点をどうお考えであるのか。また私がいま申し上げたような方向について、大臣としての御見解をひとつお示しいただきたいと思ふのであります。

○山口(鶴)委員 大臣の御答弁をお伺いしたのであります。実はその事例は、先ほど当委員会が審議をいたしました地方財政法の一部を改正する法律の県立高校の建築、こういうようなものに一番端的にあらわれているような気がいたすのであります。地方財政法の一部改正で論議がございました。私も社会党からもいろいろ指摘をいたしましたのであります。また国立高専の問題に対しまして、自民党の委員の方からも同じような御趣旨の指摘がございましたが、県立高校の建築、あるいは新築といふものの予算幾ら、これだけがきまつたということになりまして、いままでのような例で申し上げますと、結局は土地を提供するとかあるいは寄付金についてはこれだけ持つからというふうな運動が、各地から起こる。そういういたしまして、その運動で一番県のほうといたしましては有利なところといひますか、一番土地も寄付するし、また建築費についても負担をしてくれる地域に持つていつてそれを建てて。こういうようなことが非常に多かつたからこそ、地方財政法の一部を改正して財政秩序を明らかにしなければならぬといふことになったのではないのでしょうか。したがつて私は、現在そのような弊害を起しました原因の一つは、自治団体の間にある旧來の風習に

よるところの何かこちらの地域へ持つてくればいいじゃないかというふうな利己的な考えもございまして、さらには財政秩序が乱れておつたということもございまして、それから一つには通常、県の議会なら県の議会等で議論をいたします場合には、進学率その他から考へて、どこかの地点につくといふことが一番合理的なのかといふことはわかるはずであります。それから古い校舎を建て直していくといふ場合には、どの校舎が一番老朽化しておるか、点数等をとつていけばわかるのでありますから、これははっきりいたすのであります。しかるに、そういう議論はせぬでいきなり大ワクの予算だけきめて、さてどこかの箇所をやつていくかといふことについては長の権限でやつていく。請負契約の締結等については、議会の議決は要らないといふことになってまいります。ならば、よけいそういう傾向に拍車がかかる懸念があるのではないかと、私はこういうことを考へておるのであります。したがつて、地方財政法の一部を改正するという趣旨に踏み切りました自治省の態度として、今回議会と長との間の権限の配分の問題について、ひとつ筋の通つた御見解をお教えをいただきたいと思ふのであります。

きまして条例で定めなければならぬことに改めたのでございます。従来は必ずしも設置そのものにつきまして条例を要しなかつたのでございしますが、今回は条例で定めなければならぬといふことに改めたわけでございます。したがつて、その県といたしましては、議会におきまして十分審議がなされることと考へておるわけでございます。設置がきまりました場合にはどこで工事を請け負わせるかといふときに、九十六条の契約に関する議決事項の問題になるわけでございますが、これにつきまして、その種類、金額につきまして、従来は条例にまかせ切りにいたしておつたのでございしますが、各地方公共団体の実情を見てみますといふと、非常に基準を高く定めておるところもございしますし、また低く定めておるところもございしますし、まちまちでございします。今回それらにつきまして合理的な基準を政令で定めるようにいたそう、かように考へておるわけでございます。

なお、契約につきましては、従来地方自治法の規定が至つて簡略でございまして、いろいろ契約の締結に関連をいたしまして弊害も見られたわけでございます。今回はこの契約の締結につきまして、そのような弊害をできるだけ食い止めますように規定を整備することにいたしたわけでございます。

以上申し上げましたようないろいろな点から、今回の改正によつて御指摘のような点もよほど改善されるのじやなからうかと考へておるわけでございます。

○山口(鶴)委員 それでは、先ほど希望として申し上げておいたのでありますけれども、やはりこれだけ厚いのをいまいただきまして、たとえば九十六条と公の施設を設置する場合の二百四十四条との関連もすぐわからぬのでありまして、いま私が指摘いたしましたような点に関連しまして、長と議会との関連におきまして一覽表でそういう点を明確にするように、先ほどもお願いした点につけ加えてさらにお願いをしておきたいと思ひます。

それでは財務會計制度の問題につきましては、さらにその一覽表が出ましてからこまかい御質問をいたしたいと思ふのであります。大臣さらに重ねて一つだけ財務會計制度の問題についてお尋ねをいたしておきたいと思ふのであります。今回の改正によつて、地方自治団体のいわば本金庫は一体どういふことになるか、従来の法律と違つて改正をする点はあるわけでございますが、聞くところによりますと、いわゆる普通銀行だけに限定をしていこうというお考えがあるといふふう聞いておるわけでありまして、私どもが考へますのに、その地域の産業といふものを開発し、発展をさせていこうという場合に、わざわざ当該の都道府県なり市町村なり地方公共団体が、その地域の金融機関に預託をいたしまして、年末の融資でありますとか、あるいは運転資金でありますとか、当該自治体内におけるところの産業振興のために、歳計現金の運用等を通じまして、いろいろと努力を払つておるのが私は通例ではないかと思ふのであります。ところがそういう場合に、たとえば一つの県にその地域の普通銀行あるいは相互銀行といふものが大体あると

と考へておると思いますが、議会でどこが優先的に必要かという議論が出されて決定されておるなら私はかまわぬと思うのでありますが、それがいい。そして予算だけは通った。そうすると、いまの日本では一番弊害といわれる陳情政治ですね、市町村やその他のいろいろな団体がわいこらわいこら知事のところに行つて、あるいは市長のところに行つて、ひとつこを直してくれという陳情をうんとやる。陳情を大いにやつたほうが勝ちを占めて、その地点の工事はすみやかに促進される。こういうようなことが、結局議会と長との権限の配分を要することによつて助長される傾向があつた場合には、これは時代の逆行ではないかと私は思うのであります。そういう点で、今回の改正についてこのような点をどうお考えであるのか。また私がいま申し上げたような方向について、大臣としての御見解をひとつお示しいただきたいと思ふのであります。

○山口(鶴)委員 大臣の御答弁をお伺いしたのであります。実はその事例は、先ほど当委員会が審議をいたしました地方財政法の一部を改正する法律の県立高校の建築、こういうようなものに一番端的にあらわれているような気がいたすのであります。地方財政法の一部改正で論議がございました。私も社会党からもいろいろ指摘をいたしましたのであります。また国立高専の問題に対しまして、自民党の委員の方からも同じような御趣旨の指摘がございましたが、県立高校の建築、あるいは新築といふものの予算幾ら、これだけがきまつたということになりまして、いままでのような例で申し上げますと、結局は土地を提供するとかあるいは寄付金についてはこれだけ持つからというふうな運動が、各地から起こる。そういういたしまして、その運動で一番県のほうといたしましては有利なところといひますか、一番土地も寄付するし、また建築費についても負担をしてくれる地域に持つていつてそれを建てて。こういうようなことが非常に多かつたからこそ、地方財政法の一部を改正して財政秩序を明らかにしなければならぬといふことになったのではないのでしょうか。したがつて私は、現在そのような弊害を起しました原因の一つは、自治団体の間にある旧來の風習に

思うのでありますが、場合によりましては、普通銀行は県から本金庫に指定されまうと、いつも相当膨大な資金というものがその金融機関に預託をせられておるわけでありまう。そういったまうと、この資金を県内産業の振興に使うというよりは、もっぱらコール等に回しまして、その方が完全にもうかりまうから、その地域の県内開発に對して不熱心だというような場合もなきにしもあらずであります。ところが相互銀行等の場合は、これはおおむねその地域の県内産業の資金にこれを回していくというような場合が多いのでございませう。そういったまうと、その地方公共団体が公共団体の資金を預託いたします場合に、普通銀行よりはむしろ相互銀行のほうが、その資金を使つて県内産業の振興というのを考えた場合に、よりその趣旨に沿うことが多しといふ事例も私は決して否定するとはできぬと思つております。といひまうと、今回の財務会計制度におきまして、本金庫の指定については普通銀行に限るというような形にもしなるといたしますならば、いま私が申し上げましたような趣旨が大きくそこなわれる危険性があるのではないかといふことを考へるものでありますが、この点に對しては一体どのようなことになっておるまうか、お聞かせを願ひたいと思つております。

都道府県においては普通銀行を使つたほうがよいといふ答申でありまうが、しかしこれはその内容というものを政令で定むる關係上、普通銀行その他の金融機関ということにいたしましたして、相互銀行も信用組合も使えるようにする、こういう考へでございませう。

○山口(鶴)委員 その点は明確にいま御答弁があつたように、政令ですといふわけでございます。

それから本金庫については、一つの県が普通銀行並びにその県にある相互銀行、二つを本金庫に指定するといふことは、これはできるのですか。

○佐久間政府委員 本金庫の数でございませうが、現在の本金庫は一つといふことになっております。今回指定金融機関というふうに名称を改めようと思つておられますが、これも同様に一つといふことに政令で定めたいと思つております。

それから先ほど大臣から御答弁がございましたが、金融機関を指定いたします場合には、答申の御趣旨はございませうけれども、広く金融機関を指定できるように政令で定めるようにいたさうといふことで、現在検討中でございます。

○山口(鶴)委員 政令で両方本金庫に指定できるようにするといふ趣旨はよくわかるのです。しかしながら本金庫一つということになると現状どうかといふことになるかと、そうなければこれは普通銀行におおむねいっぺんちやうのじゃないですか。ですから、私がいま指摘を申したいたしますならば、これは幾つも設けるということは矛盾だと思ひます。しかし一つに限るということにあまうこたはることは、大臣がせつかく財務会計制度調査会の答申の線を一歩前進といひますか、踏み出しまして、そして政令でもつていざれでもよろしいといふことにしようといふ趣旨が、実質的にはかえつてそこなわけにいく、こういうことは明らかではないかと思ひます。この点は各都道府県あるいは市町村等の公共団体におきまして、金庫の指定に關しまして、いろいろと實際的には自治省のほうに二つがいかどうかという照會が来ておるような事實が過去においてあつたのではないかと思ひます。これらの点に對しては、あくまでも一つといふことにおこたはるようになるつもりでございませうか。

○佐久間政府委員 金融機関につきましては、現在でも本金庫、支金庫あるいは取納取扱金庫というふうに御承知のように區別されておるわけでございます。今度も名称は改めまうけれども、大体本金庫に相當いたしますものを指定金融機関、支金庫に相當いたしますものを代理金融機関、取納取扱金庫に相當いたしますものを取納代理金融機関といふふうにそのまゝ踏襲をしまつてまいりたいと思つておるわけでございます。それらのすべてをひつくるめまして、金融機関であればいづれも地方公共団体が自主的に定め得るようにいたしたい、かように考へておるわけでございます。そのうちの支金庫に相當いたしますものは、これはやはり一行でございませんと、取納関係の事務を円滑に統一的に、行なう上からも適當でない考へまうので、その点は答申の趣旨をあくまでも守つてまいりたい、かように考へておるわけでありませう。

○山口(鶴)委員 そういたしますと、いつまでも一つの本金庫がやつておるということではいろいろ問題があるわけですから、交代制といひますか、ときどきは交代をさせないかと思ひます。指導してもいいんじやないかと思ひます。そうすることが、大臣がせつかく言われたように、相互銀行等がその地域の地場産業の育成に非常な力を尽くしておることを考へるならば、本金庫を指定するワケの中にそういうものを拾ひ込んでいくのだ、そういう趣旨がよく生きるものでありまして、しかしこれは本金庫が万世一系、いつも変わらぬといふようなことになりまうと、これはさういふた大臣の趣旨というものがさつぱり生かされぬといふことになるので、ときどきは交代したらい。非常に乱暴な議論だといふことにお聞きかどうか知りませんが、私はさうではないと思ひます。さういふ点に對する指導をどうするか。それから支金庫についても、数多くの支金庫を指定して、そして税金の徴収などについて住民の便宜をはかるようにしたいといふかと思ひます。大臣、いかがでございますか。

○篠田国務大臣 私は普通銀行に限るという、さういふ条項はよくない。だから相互銀行であつても、信用金庫でありまうと、その地方の自治団体がみづから選んでそれを使おうといふものは、自治団体の判断にまかすべきものであつて、それを普通銀行といふことを法律で規定するといふことはよくない、さういふ私の意見でございませう。しかしながら本金庫にすべきものをどの銀行を指定するかといふことは、これはやはり地方の事情によりまして、一番信用の高いその地方における銀行を使うことにならうと思ひます。何か間違ひが起こりましたとき、法律でもつてこの銀行という指定をしておきまして、さういふ何らかの間違いを自治省なり、さういふものが背負うといふわけには實際上いかなないのでありますから、私はやはりその地方の事情に應じて、その地方の自治団体自体に自分のところの金庫はどれにするかといふことを選ばしたほうが無難、無難と申しますか、であらう、さういふふうに考へておられます。

○山口(鶴)委員 そうすると交代制を否定してないわけでありまうが、自治団体が自主的にきめていくわけでありまうから、何年か、たとえば普通銀行を指定してみた。それから今度は、やはり県内産業の振興の上に相互銀行を指定しよう、さういふ形で自治団体の自主性といふものを認めておるという御答弁でありまうならば、さういふ交代を自治団体の判断によつてときどきするといふことを、この法律自体が否定してゐるというものでない、さういふわけでございます。

○篠田国務大臣 どの町にも、全部銀行の支店があるといふわけではないわけであらう。北海道のごときは、たとえば北海道拓殖銀行といふのが、従来から一番大きな信用のある銀行であります。その後において、北海道銀行、北海道相互銀行、いろいろなものが出てきておられます。ところがあつたのは拓殖銀行の支店があるけれども、あつたのは拓殖銀行の支店がなく、北海道銀行の支店があるといふようなことが非常に多いわけであらう。

の銀行の支店はないけれども、相互銀行の支店はある、そういうような場合には、やはり相互銀行の支店のあるところでは、相互銀行の支店を使うであらうし、あるいはまた拓銀の支店のあるところは、拓銀を使うであらうし、北海道銀行の支店があるところは北海道銀行の支店を使うということになるを得ないと思う。いままで北海道銀行の支店を使っておったが、そこには拓銀の支店ができた。その場合にその町が両方使うとか、あるいは拓銀に乗りかえるとか、拓銀のほうが北海道銀行に乗りかえることは自由である、こういうふうにかえておきます。(信用金庫だつていいんだらう)と呼ぶ者あり(信用金庫はたいいていの町に、ちよつと大きい町にございますから、普通の場合は信用金庫を使うだらう、こういうふうに考えております。

○山口(鶴)委員 そうしますと、自治団体が自主的な判断でどこを使つてもいい、また定期的にもある期間使つてみて、今度はほかへ持つていくことも、法律自体が指定しているわけではないのだ、こういう点はよくわかりました。ところがいま都道府県の場合を考えた場合に、本金庫は一つである。しかしその支金庫というものをたくさん指定をし、しかも支金庫のウエートといいますが、資金量というものを相当高めていくということが、私は、現実的に一つのいい方法ではないかと思うのですが、そういう点はどうですか。

○篠田国務大臣 そういふ点は、私はあなたのおっしゃることに賛成でございますが、実際問題として、たとえ

ば北海道庁なら北海道庁というものが金を預ける場合に、やはり事務の手続とかいろいろな歴史的な関係がありまして、やはり拓殖銀行なら拓殖銀行に預けるのが一番いいということをやつております。そうするとそこへまた新しい銀行ができると、拓殖銀行にばかり預けないで、おれのはうにも少し預けてくれという運動があるわけであります。しかしそれについてわれわれのほうから、拓殖銀行ばかりで扱わないで、ほかへ少し分けてやれというこゝとは、われわれのほうの権限外でございますから申し上げることはできません。しかし道庁なら道庁自体が、それもそうだとすることで分けて預ける分には、私はちつとも差しつかえない、こゝろ解釈しております。

○二宮委員 関連。いまの山口君の質問に関連をいたしましたお尋ねいたしておきたいのでありますが、山口委員が指摘をいたしましたように、これは鶏が先か卵が先かというような議論になると思ふのです。県のほとんどの予算を一つの銀行の窓口から支払いをするという点になると、その預金量といふものは年間を通じて非常に大きなものになると思ふます。そうしますと、それから得るところの銀行の利益といふものは相当大きなものになつていくと思ふのであります。今度の改正案では、従来の金庫制度を廃止して、指定金融機関といふものを設けて、それに対して出納長が預金をするという形、あるいは小切手を振り出すという形、あるいは、県の予算といふものを支払いをさせる、こういうような形になるわけでありますが、そういう場合に、先ほどの行政局長の答弁では、こ

ういう内容についてはこれを政令にゆだねるといふことになつておるのですけれども、形はそういう形になるけれども、支払い形式そのものは違ひますけれども、国と日本銀行の関係のごとき、こういう形で一つの指定金融機関といふものを指定をいたしますと、いま山口君が指摘をいたしましたように、地域産業にはあまり目を向けないで、非常に横暴になつてくる、こういう例はたくさんあるわけでありまして、非常に多いのです。おれのところは独占しているという、県の予算はおれのところの窓口以外には通らぬのだという独占欲が出てまいりますと、地域産業に対して融資をするというふうなことにについては非常に冷淡になつてまいります。大きな独占企業に対してのみ融資をしていって、地場産業育成のためにあまり協力をしない、こういうようなことが出てくるおそれがある。どの県にもあるのではないかと思ふのでございますが、行政局長どうですか。そういう改正案と、従来の金庫の制度といふものと指定金融機関といふものを指定をいたしまして、出納長の権限を強化するという行き方、この形にあらわれてくるという予想を持つておられるのか、あまりたいして変わらぬといふことを予期して政令の中にそれを織り込んでいくのじゃないかという心配がするのですけれども、せっかく答申案で、――答申といふのは、預金制度をとるかあるいは金庫制度をとるのかといふことについては、あなたに格好の答申になつておるわけですが、けれども、そういう形の案、従来の形と

あまり変わらぬ形になるのじゃないですかどうですか、その点。

○佐久間政府委員 答申には先生の言ひをいたしましたように金庫制度と預金制度と、いずれかの方法を採用するようになつておるわけでございます。ただ、この内容をよく検討いたしますと、御指摘のように、従来の金庫制度といふ預金制度と申ししましても、そう大きな変化はございません。ただ、今回小切手によりまして支払いができるようにいたしました関係で、おそらく地方公共団体の支払い、原則として小切手によつて行なわれることになるであらう、そういういたしますと、出納長、収入役が指定金融機関を支払い人とする小切手を振り出すことになるわけでございます。従来は、支払いにつきましても金庫が出納長、収入役の権限を代行することになつておりましたので、金庫という名称がふさわしかったわけでございますが、今度はただ小切手による支払いになるというところでございますから、ちょうど日銀に対しては各省、各庁の関係と同様な関係になるであらう。そういういたしますと、ここに答申に二つの案が掲げてはございますが、答申も、小切手を使ひます場合には預金制度を予想いたしておりますので、この答申でいう預金制度を採用することにいたしましたわけでございます。しかし、いま言つた点が大きな違いでございますので、実際の政令で定めます内容につきましては、現在の政令の内容が大体そのまま踏襲できるのじゃないかと考えておるわけでございます。

○二宮委員 従来の金庫制度をとつておりました形といたして変わらないような形で県の公金というものが支払われていく。ただ形は小切手、預金という形で出ていくけれども、窓口はやはり一つの銀行に指定をされる、そういうことになつておるのですか。

○佐久間政府委員 金融機関は、先ほどもちよつと申し上げたかと存じますが、従来の本金庫に相当いたします指定金融機関は一行でございますが、従来の支金庫あるいは収納取り扱い銀行に相当いたしますものは、従来どおり複数、必要に応じて置くことを考えておるわけでございます。

○二宮委員 そうしますと、指定金融機関といふものは、たとえば北海道だつたら北海道拓殖銀行というものがなつて、そこに小切手が振り出されていって、たとえば道庁の職員の手を支払いという場合に、今度はそれはと違つた金融系統のところに預金を持つていく、こういう場合があり得るのですか。そういうことは実際問題としてないでしよう。

○佐久間政府委員 それは代理金融機関として指定いたしますれば、そういうことはあるわけでございます。

○二宮委員 いや、そういうことはあり得ると言ふけれども、実際問題として北海道拓殖銀行というものが県の指定金融機関になつて、そこを通して県の予算なりあるいは県の事業費なりが支払われていく段階になつたときに、北海道拓殖銀行というものが、北海道の各地に支店を持つておるという場合に、実際問題として、ほかの金融機関を通して県の公金が支払われるというやうなことが実現できませんか。それはあり得るとお考えになるのですか。

○佐久間政府委員 これは地方団体

におきまして、県におきましては相当
出先の機関もあるわけでございますし
その出先のところに、指定金融機関の
支店がない場合があるわけでござい
ますから、従来も支金庫というよう
のが複数あったわけでございますか
ら、今回もそれに相当いたします代理
の指定金融機関というものが、必要
の地に複数置かれるということは当
然あると思っております。

○二宮委員 大臣も先ほど指摘をされ
ておりましたけれども、やはり県と特
殊な金融関係の指定を受けるという
段階になりますと、国と日本銀行と
の関係のように、非常に横暴といえ
ば過言ですけれども、まことに零
細な企業そのほかに対する金融や、
金融機関としての性能を十分に発揮
しないという問題が起ってくるよう
な可能性があると思うのですが、そ
ういうような実情については行政局
長いかがですか。全国的に、一つの
銀行を一つの本金庫と指定をして、
そればかりにすべての県のお金をま
かして置くという事になりますと、
その銀行というものが、その県内
における地場産業に対する育成の態
度そのほかについて、非常に横暴な
態度が出てくるのではないかと、こ
ういふ心配がある。私は一つの県
の県長が知りませんけれども、そう
いう実情を十分に把握されて、この
改正する必要があるのではないかと
いうことが、先ほどの山口君の質問
の要旨であると思いますが、実情を
どうお考えになっておられるのです
か、把握されておりますか。

○佐久間政府委員 実情につきま
しては、おそらく先生の御指摘のよ
うな事柄が相当あるかと思ひます。
しかし

従来の、本金庫のほかに支金庫を設
けてやっております場合も、いま手元
には正確な資料がございせんが、私
の聞いておりますところでもあちこ
ちにございまして、それから今回の
改正によりまして、支金庫なりある
いは収納代理金庫なりに相当いたし
ますものは従来どおり踏襲するつも
りでありまして、それから単なる普
通の預託につきましては、指定金融
機関外でも広く金融機関を使える
わけでございまして、これは地方公
共団体の御判断によりまして、御
指摘のような運用も相当可能であ
ろうか、かように考えておるわけ
でございます。

○太田委員 関連して、局長さん、
あなたのおっしゃったのは二百三十
五条の金融機関の指定ですね。「都
道府県は、政令の定めるところによ
り、金融機関を指定して、都道府県
の公金の収納又は支払の事務を取
扱わせなければならない。」この政
令の内容がいま問題になっているので
しょう。あなたの方の政令の内容とい
うものは、山口君にお答えになった
かどうか、私もつまづいておるわけ
です。はなはだ失礼ですが、かりに
県とか指定市というものは、普通
銀行の中から指定しなければならな
いというふうなあなたのほうが厳格
なワクをきめてくると、実情に合
わない問題が起るのではないかとい
う点を感じておられると思うので
す。あなたの方は別に市中銀行でな
ければ、他の金融機関というものは
信用がないからいけないとか、そ
ういう意味でなくて、相互銀行法
によるもの、あるいは信用金庫法
によるもの、これらは第一指定、
第二指定、第三

指定というように、それは預託先
あるいは支払いを取り扱う先は、
何も市中銀行、相互銀行、信用
金庫と三本立てにしておたつて
かまわぬわけでしょう。私はそ
ういうことだと思ひます。どう
ですかね。

○佐久間政府委員 いま太田先生
の御指摘になりましたように、都
道府県、五大市の場合には、普
通銀行を指定するのはいじやない
かという議論が地方公共団体の
審議の過程に相当あつたわけで
ございまして、そして最後の答申
におきましては、都道府県、五
大市については、普通銀行を指
定するのを例とするというよう
な答申もあつたわけでございま
す。しかし私どもでもいろいろ検
討いたしてありますところでは、
先ほど大臣が御答弁になりました
ように、政令の上ではそういう
制限はいたさない考え方をた
だいまいたしておるわけでござ
います。

○山口(鶴)委員 また資料要求
をお願いしたいと思ひますが、
都道府県におきまして、現在本
金庫として指定しているのが何
銀行であり、それからさらに支
金庫としてどういう金融機関を
指定しているか、この実情を五
大市を含めてひとつ御提示を
いただきたいと思ひます。それ
から普通の市町村につきま
しては、普通銀行幾ら、相互銀
行幾らという数でけっこうで
ございまして、それから資料を
御提示願ひたい。その資料を
いただきましてから、また、あ
らためて御質問いたしたい
と思ひます。

○永田委員長 次回は公報をも
つてお知らせすることとし、本
日はこれにて散会いたします。
午後零時一分散会

地方自治法の一部を改正する法律案	「第四章財産区」を	「第五章地財
地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。		
地方自治法目次	「第九章財務	
第一章 総則	第一節 財政	
第二章 地方自治体の組織	第二節 財政	
第三章 地方自治体の権限	第三節 財政	
第四章 地方自治体の財政	第四節 財政	
第五章 地方自治体の財産	第五節 財政	
第六章 地方自治体の債務	第六節 財政	
第七章 地方自治体の税	第七節 財政	
第八章 地方自治体の手数料	第八節 財政	
第九章 地方自治体の徴収	第九節 財政	
第十章 地方自治体の徴収	第十節 財政	
第十一章 地方自治体の徴収	第十一節 財政	
第十二章 地方自治体の徴収	第十二節 財政	
第十三章 地方自治体の徴収	第十三節 財政	
第十四章 地方自治体の徴収	第十四節 財政	
第十五章 地方自治体の徴収	第十五節 財政	
第十六章 地方自治体の徴収	第十六節 財政	
第十七章 地方自治体の徴収	第十七節 財政	
第十八章 地方自治体の徴収	第十八節 財政	
第十九章 地方自治体の徴収	第十九節 財政	
第二十章 地方自治体の徴収	第二十節 財政	
第二十一章 地方自治体の徴収	第二十一節 財政	
第二十二章 地方自治体の徴収	第二十二節 財政	
第二十三章 地方自治体の徴収	第二十三節 財政	
第二十四章 地方自治体の徴収	第二十四節 財政	
第二十五章 地方自治体の徴収	第二十五節 財政	
第二十六章 地方自治体の徴収	第二十六節 財政	
第二十七章 地方自治体の徴収	第二十七節 財政	
第二十八章 地方自治体の徴収	第二十八節 財政	
第二十九章 地方自治体の徴収	第二十九節 財政	
第三十章 地方自治体の徴収	第三十節 財政	
第三十一章 地方自治体の徴収	第三十一節 財政	
第三十二章 地方自治体の徴収	第三十二節 財政	
第三十三章 地方自治体の徴収	第三十三節 財政	
第三十四章 地方自治体の徴収	第三十四節 財政	
第三十五章 地方自治体の徴収	第三十五節 財政	
第三十六章 地方自治体の徴収	第三十六節 財政	
第三十七章 地方自治体の徴収	第三十七節 財政	
第三十八章 地方自治体の徴収	第三十八節 財政	
第三十九章 地方自治体の徴収	第三十九節 財政	
第四十章 地方自治体の徴収	第四十節 財政	
第四十一章 地方自治体の徴収	第四十一節 財政	
第四十二章 地方自治体の徴収	第四十二節 財政	
第四十三章 地方自治体の徴収	第四十三節 財政	
第四十四章 地方自治体の徴収	第四十四節 財政	
第四十五章 地方自治体の徴収	第四十五節 財政	
第四十六章 地方自治体の徴収	第四十六節 財政	
第四十七章 地方自治体の徴収	第四十七節 財政	
第四十八章 地方自治体の徴収	第四十八節 財政	
第四十九章 地方自治体の徴収	第四十九節 財政	
第五十章 地方自治体の徴収	第五十節 財政	
第五十一章 地方自治体の徴収	第五十一節 財政	
第五十二章 地方自治体の徴収	第五十二節 財政	
第五十三章 地方自治体の徴収	第五十三節 財政	
第五十四章 地方自治体の徴収	第五十四節 財政	
第五十五章 地方自治体の徴収	第五十五節 財政	
第五十六章 地方自治体の徴収	第五十六節 財政	
第五十七章 地方自治体の徴収	第五十七節 財政	
第五十八章 地方自治体の徴収	第五十八節 財政	
第五十九章 地方自治体の徴収	第五十九節 財政	
第六十章 地方自治体の徴収	第六十節 財政	
第六十一章 地方自治体の徴収	第六十一節 財政	
第六十二章 地方自治体の徴収	第六十二節 財政	
第六十三章 地方自治体の徴収	第六十三節 財政	
第六十四章 地方自治体の徴収	第六十四節 財政	
第六十五章 地方自治体の徴収	第六十五節 財政	
第六十六章 地方自治体の徴収	第六十六節 財政	
第六十七章 地方自治体の徴収	第六十七節 財政	
第六十八章 地方自治体の徴収	第六十八節 財政	
第六十九章 地方自治体の徴収	第六十九節 財政	
第七十章 地方自治体の徴収	第七十節 財政	
第七十一章 地方自治体の徴収	第七十一節 財政	
第七十二章 地方自治体の徴収	第七十二節 財政	
第七十三章 地方自治体の徴収	第七十三節 財政	
第七十四章 地方自治体の徴収	第七十四節 財政	
第七十五章 地方自治体の徴収	第七十五節 財政	
第七十六章 地方自治体の徴収	第七十六節 財政	
第七十七章 地方自治体の徴収	第七十七節 財政	
第七十八章 地方自治体の徴収	第七十八節 財政	
第七十九章 地方自治体の徴収	第七十九節 財政	
第八十章 地方自治体の徴収	第八十節 財政	
第八十一章 地方自治体の徴収	第八十一節 財政	
第八十二章 地方自治体の徴収	第八十二節 財政	
第八十三章 地方自治体の徴収	第八十三節 財政	
第八十四章 地方自治体の徴収	第八十四節 財政	
第八十五章 地方自治体の徴収	第八十五節 財政	
第八十六章 地方自治体の徴収	第八十六節 財政	
第八十七章 地方自治体の徴収	第八十七節 財政	
第八十八章 地方自治体の徴収	第八十八節 財政	
第八十九章 地方自治体の徴収	第八十九節 財政	
第九十章 地方自治体の徴収	第九十節 財政	
第九十一章 地方自治体の徴収	第九十一節 財政	
第九十二章 地方自治体の徴収	第九十二節 財政	
第九十三章 地方自治体の徴収	第九十三節 財政	
第九十四章 地方自治体の徴収	第九十四節 財政	
第九十五章 地方自治体の徴収	第九十五節 財政	
第九十六章 地方自治体の徴収	第九十六節 財政	
第九十七章 地方自治体の徴収	第九十七節 財政	
第九十八章 地方自治体の徴収	第九十八節 財政	
第九十九章 地方自治体の徴収	第九十九節 財政	
第一百章 地方自治体の徴収	第一百節 財政	

る。

第九十六条第一項第二号中「歳入歳出予算」を「予算」に改め、同項第三号中「決算報告」を「決算」に改め、同項第四号中「地方税、使用料、手数料、分担金、加入金又は夫役現品の賦課徴収」を「地方税の賦課徴収又は分担金、使用料、加入金若しくは手数料の徴収」に改め、同項第十三号を第十四号とし、第十二号を第十三号とし、第十一号を第十二号とし、同項第十号中「訴訟」を「訴訟の提起」に改め、同号を同項第十一号とし、同項第五号から第九号までを次のように改める。

- 五 その種類及び金額について政令で定める基準に従い条例で定める契約を締結すること。
 - 六 条例で定める場合を除くほか、財産を交換し、出資の目的とし、若しくは支払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付けること。
 - 七 前号に定める場合を除くほか、その種類及び金額について政令で定める基準に従い条例で定める財産の取得又は処分をすること。
 - 八 負担附きの寄附又は贈与を受けること。
 - 九 法律若しくはこれに基づく政令又は条例に特別の定めがある場合を除くほか、権利を放棄すること。
 - 十 条例で定める重要な公の施設につき条例で定める長期かつ独占的な利用をさせること。
- 第九十七条第二項及び第九十二条第一項ただし書き中「歳入歳出予算」を「予算」に改める。

第二百二十二条中「予算に関する説明書」を「第二百一十一條第二項に規定する予算に関する説明書」に改める。

第二百三十八條の二中「歳入歳出予算」を「予算」に改める。

第四百九十九條中第八号を削り、第七号を第九号とし、第一号から第六号までを次のように改める。

- 一 普通地方公共団体の議会の議決を経べき事件につきその議案を提出すること。
 - 二 予算を調製し、及びこれを執行すること。
 - 三 地方税を賦課徴収し、分担金、使用料、加入金又は手数料を徴収し、及び過料を科すること。
 - 四 決算を普通地方公共団体の議会の認定に付すること。
 - 五 会計を監督すること。
 - 六 財産を取得し、管理し、及び処分すること。
 - 七 公の施設を設置し、管理し、及び廃止すること。
 - 八 証書及び公文書類を保管すること。
- 第二百五十二条に次の一項を加える。
- 前項の場合において、同項の規定により普通地方公共団体の長の職務を代理する者がないときは、当該普通地方公共団体の規則で定めた上席の事務吏員がその職務を代理する。
- 第二百五十八條第一項第一号、第二号、第三号、第四号、第五号、第六号、第七号、第八号及び第九号中「歳入歳出予算」を「予算」に改める。
- 第七十條第一項を次のように改める。
- 法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、出納長及び

び収入役は、当該普通地方公共団体の会計事務をつかさどる。

前項の会計事務を例示すると、おおむね次のとおりである。

- 一 現金（現金に代えて納付される証券及び基金に属する現金を含む。）の出納及び保管を行なうこと。
- 二 小切手を振り出すこと。
- 三 有価証券（公有財産又は基金に属するものを含む。）の出納及び保管を行なうこと。
- 四 物品の出納及び保管（使用中の物品に係る保管を除く。）を行なうこと。
- 五 現金及び財産の記録管理を行なうこと。
- 六 支出負担行為に関する確認を行なうこと。
- 七 決算を調製し、これを普通地方公共団体の長に提出すること。

第七十條に次の一項を加える。

出納長若しくは収入役に事故がある場合又は出納長若しくは収入役が欠けた場合において、副出納長若しくは副収入役（前項の規定により出納長又は収入役の職務を代理すべき吏員を含む。）以下本項において同じ。）にも事故があるとき、又は副出納長若しくは副収入役も欠けたときは、当該普通地方公共団体の規則で定めた上席の出納員がその職務を代理する。

第七十一条を次のように改める。

第七十一条 出納長又は収入役の事務を補助するため出納員その他の会計職員を置く。ただし、町村においては、出納員を置かないことができる。

出納員は吏員のうちから、その他の会計職員は吏員その他の職員のうちから、普通地方公共団体の長がこれを命ずる。

出納員は、出納長若しくは副出納長又は収入役若しくは副収入役の命を受けて現金の出納（小切手の振出しを含む。）若しくは保管又は物品の出納若しくは保管の事務をつかさどり、その他の会計職員は、上司の命を受けて当該普通地方公共団体の会計事務をつかさどる。

普通地方公共団体の長は、出納長又は収入役をしてその事務の一部を出納員に委任させ、又は当該出納員をしてさらに当該委任を受けた事務の一部を出納員以外の会計職員に委任させることができる。

前条第四項後段の規定は、前項の場合にこれを準用する。

普通地方公共団体の長は、出納長又は収入役の職限に属する事務を処理させるため、規則で、必要な組織を設けることができる。

第七十六條第一項中「歳入歳出予算」を「予算」に改める。

第八十条の五第一項各号列記以外の部分中「委員会」の下に「及び委員」を加え、同項に次の一号を加える。

四 監査委員

第八十条の五第二項各号列記以外の部分中「及び委員」を削り、同項第六号を削り、同条第四項中「委員会の事務局」を「委員会若しくは委員の事務局」に改める。

第八十条の六第一号中「歳入歳出予算を調製する」を「予算を調製し、及びこれを執行する」に改め、同条第三号を削り、同条第四号中「地方税、分担金、加入金若しくは夫役現品を賦課徴収し」を「地方税を賦課徴収し、分担金若しくは加入金を徴収し」に改め、同号を同条第三号とし、同条第五号中「及び証書類」を削り、同号を同条第四号とする。

第九十五条を次のように改める。

第九十五条 普通地方公共団体に監査委員を置く。

監査委員の定数は、都道府県及び政令で定める市にあっては四人とし、その他の市にあっては条例の定めるところにより三人又は二人とし、町村にあっては条例の定めるところにより二人又は一人とする。

第九十六條第一項を次のように改める。

監査委員は、普通地方公共団体の長が、議会の同意を得て、財務管理又は事業の経営管理について専門的知識又は経験を有する者（以下本款において「知識経験を有する者」という。）及び議員のうちから、これを選任する。

この場合において、議員のうちから選任する監査委員の数は、監査委員の定数が四人のときは二人又は一人、三人以内のときは一人とするものとする。

第九十六條第三項を次のように改める。

知識経験を有する者のうちから選任される監査委員は、これを常勤とするものとする。

第九十七條本文を次のように改める。

監査委員の任期は、知識経験を有する者のうちから選任される者のうちから選任される者にあっては三年とし、議員のうちから選任される者にあっては議員の任期による。

第九十九條第一項中「監査委員

課徴収し」を「地方税を賦課徴収し、分担金若しくは加入金を徴収し」に改め、同号を同条第三号とし、同条第五号中「及び証書類」を削り、同号を同条第四号とする。

第九十五条を次のように改める。

第九十五条 普通地方公共団体に監査委員を置く。

監査委員の定数は、都道府県及び政令で定める市にあっては四人とし、その他の市にあっては条例の定めるところにより三人又は二人とし、町村にあっては条例の定めるところにより二人又は一人とする。

第九十六條第一項を次のように改める。

監査委員は、普通地方公共団体の長が、議会の同意を得て、財務管理又は事業の経営管理について専門的知識又は経験を有する者（以下本款において「知識経験を有する者」という。）及び議員のうちから、これを選任する。

この場合において、議員のうちから選任する監査委員の数は、監査委員の定数が四人のときは二人又は一人、三人以内のときは一人とするものとする。

第九十六條第三項を次のように改める。

知識経験を有する者のうちから選任される監査委員は、これを常勤とするものとする。

第九十七條本文を次のように改める。

監査委員の任期は、知識経験を有する者のうちから選任される者のうちから選任される者にあっては三年とし、議員のうちから選任される者にあっては議員の任期による。

第九十九條第一項中「監査委員

第九十六條第一項を次のように改める。

監査委員は、普通地方公共団体の長が、議会の同意を得て、財務管理又は事業の経営管理について専門的知識又は経験を有する者（以下本款において「知識経験を有する者」という。）及び議員のうちから、これを選任する。

この場合において、議員のうちから選任する監査委員の数は、監査委員の定数が四人のときは二人又は一人、三人以内のときは一人とするものとする。

第九十六條第三項を次のように改める。

知識経験を有する者のうちから選任される監査委員は、これを常勤とするものとする。

第九十七條本文を次のように改める。

監査委員の任期は、知識経験を有する者のうちから選任される者のうちから選任される者にあっては三年とし、議員のうちから選任される者にあっては議員の任期による。

第九十九條第一項中「監査委員

第九十六條第一項を次のように改める。

監査委員は、普通地方公共団体の長が、議会の同意を得て、財務管理又は事業の経営管理について専門的知識又は経験を有する者（以下本款において「知識経験を有する者」という。）及び議員のうちから、これを選任する。

この場合において、議員のうちから選任する監査委員の数は、監査委員の定数が四人のときは二人又は一人、三人以内のときは一人とするものとする。

第九十六條第三項を次のように改める。

知識経験を有する者のうちから選任される監査委員は、これを常勤とするものとする。

第九十七條本文を次のように改める。

監査委員の任期は、知識経験を有する者のうちから選任される者のうちから選任される者にあっては三年とし、議員のうちから選任される者にあっては議員の任期による。

第九十九條第一項中「監査委員

第九十六條第一項を次のように改める。

監査委員は、普通地方公共団体の長が、議会の同意を得て、財務管理又は事業の経営管理について専門的知識又は経験を有する者（以下本款において「知識経験を有する者」という。）及び議員のうちから、これを選任する。

この場合において、議員のうちから選任する監査委員の数は、監査委員の定数が四人のときは二人又は一人、三人以内のときは一人とするものとする。

第九十六條第三項を次のように改める。

知識経験を有する者のうちから選任される監査委員は、これを常勤とするものとする。

第九十七條本文を次のように改める。

監査委員の任期は、知識経験を有する者のうちから選任される者のうちから選任される者にあっては三年とし、議員のうちから選任される者にあっては議員の任期による。

第九十九條第一項中「監査委員

第九十六條第一項を次のように改める。

監査委員は、普通地方公共団体の長が、議会の同意を得て、財務管理又は事業の経営管理について専門的知識又は経験を有する者（以下本款において「知識経験を有する者」という。）及び議員のうちから、これを選任する。

この場合において、議員のうちから選任する監査委員の数は、監査委員の定数が四人のときは二人又は一人、三人以内のときは一人とするものとする。

第九十六條第三項を次のように改める。

知識経験を有する者のうちから選任される監査委員は、これを常勤とするものとする。

第九十七條本文を次のように改める。

監査委員の任期は、知識経験を有する者のうちから選任される者のうちから選任される者にあっては三年とし、議員のうちから選任される者にあっては議員の任期による。

第九十九條第一項中「監査委員

第九十六條第一項を次のように改める。

監査委員は、普通地方公共団体の長が、議会の同意を得て、財務管理又は事業の経営管理について専門的知識又は経験を有する者（以下本款において「知識経験を有する者」という。）及び議員のうちから、これを選任する。

この場合において、議員のうちから選任する監査委員の数は、監査委員の定数が四人のときは二人又は一人、三人以内のときは一人とするものとする。

第九十六條第三項を次のように改める。

知識経験を有する者のうちから選任される監査委員は、これを常勤とするものとする。

第九十七條本文を次のように改める。

監査委員の任期は、知識経験を有する者のうちから選任される者のうちから選任される者にあっては三年とし、議員のうちから選任される者にあっては議員の任期による。

第九十九條第一項中「監査委員

は、「」の下に「普通地方公共団体の財務に関する事務の執行及び」を加え、「及び普通地方公共団体の出納その他の事務の執行」を削り、同条第二項中「監査をするに当たっては、」を「前項の規定による監査をするにあつては、当該普通地方公共団体の財務に関する事務の執行及び」に改め、「及び当該普通地方公共団体の出納その他の事務の執行」を削り、同条第四項中「自治大臣」を「主務大臣」に、「職会議若しくは長の要求があるときは、臨時に」を「長から当該普通地方公共団体の事務又は当該普通地方公共団体の長若しくは委員会若しくは委員の権限に属する事務の執行に關し監査の要求があつたときは」に改め、同条第六項中「監査委員は」の下に「必要がある」と認めるとき、又は普通地方公共団体の長の要求があるときは」を加え、「資本金の一部を出資」を「出資」に改め、同条第八項中「自治大臣」の下に「主務大臣」を加え、同条第五項を削り、同条第三項の次に次の一項を加える。

監査委員は、前項に定める場合のほか、必要があると認めるときは、いつでも第一項の規定による監査をすることが出来る。

第百九十九条の二の次に次の一条を加える。

第百九十九条の三 監査委員は、その定数が四人又は三人の場合にあつては知識経験を有する者のうちから選任される監査委員の一人を、二人の場合にあつては知識経験を有する者のうちから選任される監査委員を代表監査委員としなければならない。

代表監査委員は、監査委員に關する庶務を処理する。

代表監査委員に事故があるとき、又は代表監査委員が欠けたときは、監査委員の定数が四人又は三人の場合にあつては代表監査委員の指定する監査委員が、二人の場合にあつては他の監査委員がその職務を代理する。

第百九条を次のように改める。

第百九条 都道府県の監査委員に事務局を置く。

市の監査委員に条例の定めるところにより、事務局を置くことができる。

事務局に事務局長、書記その他の職員を置く。

事務局を置かない市及び町村の監査委員の事務を補助させるため書記その他の職員を置く。

事務局長の書記その他の職員は、代表監査委員（監査委員の定数が一人の場合にあつては、監査委員。次条において同じ。）がこれを任免する。

事務局長、書記その他の常勤の職員の定数は、条例でこれを定める。ただし、臨時の職については、この限りでない。

事務局長は監査委員の命を受け、書記その他の職員又は第百八十条の三の規定による職員は上司の指揮を受け、それぞれ監査委員に關する事務に従事する。

第百一条中「監査委員に」の下に「第百五十三条第一項の規定は代表監査委員に」を加え、第二項及び「を削り、」を「」を「事務局局長、」に改める。

第百四条第一項中「委員会の事務局長」の下に「若しくは書記長、委員

の事務局長」を加える。

第百七条中「第百十條第四項及び第百十七條第三項」を「及び第百十條第四項」に改める。

第九章 財務

第一節 會計年度及び會計の区分

（會計年度及びその獨立の原則）

第百八条 普通地方公共団体の會計年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わるものとする。

2 各會計年度における歳出は、その年度の歳入をもつて、これに充てなければならぬ。

（會計の区分）

第百九条 普通地方公共団体の會計は、一般會計及び特別會計とする。

2 特別會計は、普通地方公共団体が特定の事業を行なう場合その他特定の歳入をもつて特定の歳出に充て一般の歳入歳出と区分して経理する必要がある場合において、条例でこれを設置することが出来る。

第二節 予算

（總計予算主義の原則）

第百十條 一會計年度における一切の収入及び支出は、すべてこれを歳入歳出予算に編入しなければならぬ。

（予算の調製及び議決）

第百十一條 普通地方公共団体の長は、毎會計年度予算を調製し、年度開始前に、議決を経なければならぬ。この場合において、普通地方公共団体の長は、遅くとも年度開始前、都道府県及び第百五十二條の十九第一項に規定する指定都市にあつては三十日、その他の市及び町村にあつては二十日までに当該予算

を議會に提出するようになければならぬ。

2 普通地方公共団体の長は、予算を議會に提出するときは、政令で定める予算に關する説明書をあわせて提出しなければならない。

（繰越明許費）

第百十二條 普通地方公共団体の經費をもつて支弁する事件でその履行に數年度を要するものについて、は、予算の定めるところにより、その經費の總額及び年割額を定め、數年度にわたつて支出することが出来る。

2 前項の規定により支出することが出来る經費は、これを繰越費といふ。

（繰越明許費）

第百十三條 歳出予算の經費のうちその性質上又は予算成立後の事由に基づき年度内にその支出を終わらない見込みのあるものについては、予算の定めるところにより、翌年度に繰り越して使用することが出来る。

2 前項の規定により翌年度に繰り越して使用することが出来る經費は、これを繰越明許費といふ。

（債務負担行為）

第百十四條 歳出予算の金額、継続費の總額又は繰越明許費の金額の範囲内におけるものを除くほか、普通地方公共団体が債務を負担する行為をするには、予算で債務負担行為として定めておかなければならない。

（予算の内容）

第百十五條 予算は、次の各号に掲げる事項に關する定めから成るものとする。

一 歳入歳出予算

二 繰越費

三 繰越明許費

四 債務負担行為

五 地方債

六 一時借入金

七 歳出予算の各項の經費の金額の流用

（歳入予算の区分）

第百十六條 歳入歳出予算は、歳入にあつては、その性質に従つて款に大別し、かつ、各款中においてはこれを項に区分し、歳出にあつては、その目的に従つてこれを款項に区分しなければならない。

（予備費）

第百十七條 予算外の支出又は予算超過の支出に充てするため、歳入歳出予算に予備費を計上しなければならない。ただし、特別會計にあつては、予備費を計上しないことができる。

2 予備費は、議會の否決した費途に充てることが出来ない。

（補正予算、暫定予算等）

第百十八條 普通地方公共団体の長は、予算の調製後に生じた事由に基づいて、既定の予算に追加その他の変更を加える必要が生じたときは、補正予算を調製し、これを議會に提出することが出来る。

2 普通地方公共団体の長は、必要に応じて、一會計年度のうちの一定期間に係る暫定予算を調製し、これを議會に提出することが出来る。

3 前項の暫定予算は、当該會計年度の予算が成立したときは、その効力を失ふものとし、その暫定予算に基づく支出又は債務の負担があるとき

は、その支出又は負担は、これを当該会計年度の予算に基づく支出又は債務の負担とみなす。

4 普通地方公共団体の長は、特別会計のうちその事業の経費を主として当該事業の経営に伴う収入をもつて充てるもので条例で定めるものについて、業務量の増加により業務のため直接必要な経費に不足を生じたときは、当該業務量の増加する収入に相当する金額を当該経費（政令で定める経費を除く）に使用することができ、この場合においては、普通地方公共団体の長は、次の会議においてその旨を議会に報告しなければならない。

(予算の送付、報告及び公表)

第二百十九条 普通地方公共団体の議会の議長は、予算を定める議決があったときは、その日から三月以内にこれを当該普通地方公共団体の長に送付しなければならない。

2 普通地方公共団体の長は、前項の規定により予算の送付を受けた場合において、再議その他の措置を講ずる必要がないと認めるときは、直ちにこれを都道府県にあっては自治大臣、市町村にあっては都道府県知事に報告し、かつ、その要領を住民に公表しなければならない。

(予算の執行及び事故繰越し)

第二百二十条 普通地方公共団体の長は、政令で定める基準に従つて予算の執行に関する手続を定め、これに従つて予算を執行しなければならない。

2 歳出予算の経費の金額は、各款の間又は各項の間において相互にこれを流用することができない。ただし

し、歳出予算の各項の経費の金額は、予算の執行上必要がある場合に限り、予算の定めるところにより、これを流用することができる。

3 繰越明許費の金額を除くほか、毎会計年度の歳出予算の経費の金額は、これを翌年度において使用する事ができない。ただし、歳出予算の経費の金額のうち、年度内に支出負担行為をし、遅けがたい事故のため年度内に支出を終わらなかつたもの（当該支出負担行為に係る工事その他の事業の遂行上の必要に基づきこれに関連して支出を要する経費の金額を含む）は、これを翌年度に繰り越して使用することができる。

(予算の執行に関する長の調査権等)

第二百二十一条 普通地方公共団体の長は、予算の執行の適正を期するため、委員会若しくは委員又はこれらの管理に属する機関で権限を有するものに対して、収入及び支出の実績若しくは見込みについて報告を徴し、予算の執行状況を实地について調査し、又はその結果に基づいて必要な措置を講ずべきことを求めることができる。

2 普通地方公共団体の長は、予算の執行の適正を期するため、工事の請負契約者、物品の納入者、補助金、交付金、貸付金等の交付若しくは貸付けを受けた者（補助金、交付金、貸付金等の終局の受領者を含む）又は調査、試験、研究等の委託を受けた者に対して、その状況を調査し、又は報告を徴することができる。

3 前二項の規定は、普通地方公共団体が出資している法人で政令で定めるものにこれを準用する。

(予算を伴う条例、規則等について)
第二百二十二条 普通地方公共団体の長は、条例その他議決の議決を要すべき案件があらたに予算を伴うこととなるものであるときは、必要な予算上の措置が適確に講ぜられる見込みが得られるまでの間は、これを議会に提出してはならない。

2 普通地方公共団体の長、委員会若しくは委員又はこれらの管理に属する機関は、その権限に属する事務に関する規則その他の規程の制定又は改正があらたに予算を伴うこととなるものであるときは、必要な予算上の措置が適確に講ぜられることとなるまでの間は、これを制定し、又は改正してはならない。

第三節 収入

(地方税)
第二百二十三条 普通地方公共団体は、法律の定めるところにより、地方税を賦課徴収することができる。

(分担金)
第二百二十四条 普通地方公共団体は、政令で定める場合を除くほか、数人又は普通地方公共団体の一部に對し利益のある事件に關し、その必要な費用に充てゐるため、当該事件により特に利益を受ける者から、その受益の限度において、分担金を徴収することができる。

(使用料)
第二百二十五条 普通地方公共団体は、第二百三十八条の四第三項の規定による許可を受けてする行政財産の使用又は公の施設の利用につき使用料を徴収することができる。

(旧慣使用の使用料及び加入金)

第二百二十六条 市町村は、第二百三十八条の六の規定による公有財産の使用につき使用料を徴収することができるほか、同条第二項の規定により使用の許可を受けた者から加入金を徴収することができる。

(手数料)

第二百二十七条 普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体の事務で特定の者のためにするものにつき、手数料を徴収することができる。

2 普通地方公共団体は、他の法律に定める場合のほか、政令の定めるところにより、当該普通地方公共団体の長又は委員会の権限に属する国、他の地方公共団体その他公共団体の事務で特定の者のためにするものにつき、手数料を徴収することができる。

3 前項の手数料は、当該普通地方公共団体の収入とする。

(分担金等に関する規制及び罰則)

第二百二十八条 分担金、使用料、加入金及び前条第一項の手数料に関する事項については、同条第二項の手数料に関する事項については、法律又はこれに基づく政令に定めるものを除くほか、規則でこれを定めなければならない。

2 詐偽その他不正の行為により、分担金、使用料、加入金又は前条第一項の手数料の徴収を免れた者については、同条第二項の手数料の徴収を免れた者については規則で、その徴収を免れた金額の五倍に相当する金額以下の過料を科する規定を設けることができる。

3 前項に定めるものを除くほか、分担金、使用料、加入金及び前条第一

項の手数料の徴収に關しては條例で、同条第二項の手数料の徴収に關しては規則で一万円以下の過料を科する規定を設けることができる。

(分担金等の徴収に関する処分についての不服申立て)

第二百二十九条 第二百三十八条の四第一項に規定する機関がした使用料又は手数料の徴収に關する処分不服がある者は、当該普通地方公共団体の長に審査請求することができる。

2 前項に規定する機関以外の機関がした分担金、使用料、加入金又は手数料の徴収に關する処分についての審査請求は、普通地方公共団体の長が処分庁の直近上級行政庁でない場合においても、当該普通地方公共団体の長に對してするものとする。

3 分担金、使用料、加入金又は手数料の徴収に關する処分についての審査請求又は異議申立ては、同条第二項の手数料の徴収に關する行政不服審査法第十四条第一項本文又は第四十五条の期間は、当該処分を受けた日の翌日から起算して三十日以内とする。

4 普通地方公共団体の長は、前項の処分についての審査請求又は異議申立てがあつたときは、議会に諮問してこれを決定しなければならない。

5 議会は、前項の規定による諮問があつた日から二十日以内に意見を述べなければならない。

6 第四項の審査請求又は異議申立てに対する裁決又は決定を受けた後でなければ、第三項の処分については、裁判所に訴訴することができない。

(地方債)
第二百三十条 普通地方公共団体は、別に法律で定める場合に限り、予算

の定めるところにより、地方債を起すことができる。

2 前項の場合において、地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、予算でこれを定めなければならない。

(歳入の収入の方法)

第二百三十一条 普通地方公共団体の歳入を収入するときは、政令の定めるところにより、これを調定し、納入義務者に対して納入の通知をしなければならない。

(証紙による収入の方法等)

第二百三十一条の二 普通地方公共団体は、使用料又は手数料の徴収については、条例の定めるところにより、証紙による収入の方法によることができる。

2 証紙による収入の方法による場合においては、証紙の売りさばき代金をもって歳入とする。

3 証紙による収入の方法によるものを除くほか、普通地方公共団体の歳入は、第二百三十五条の規定により金融機関が指定されている場合においては、政令の定めるところにより、口座振替の方法により、又は証券をもってこれを納付することができ。

4 前項の規定により納付された証券を支払の呈示期間内又は、有効期間内に呈示し、支払の請求をした場合において、支払の拒絶があったときは、当該歳入は、はじめから納付がなかったものとみなす。この場合における当該証券の処分に関し必要な事項は、政令でこれを定める。

5 証紙による収入の方法によるものを除くほか、普通地方公共団体の歳

入については、第二百三十五条の規定により金融機関を指定していない市町村においては、政令の定めるところにより、納入義務者から証券の提供を受け、その証券の取立て及びその取り立てた金銭による納付の委託を受けることができる。

(督促、滞納処分等)

第二百三十一条の三 分担金、使用料、加入金、手数料及び過料その他の普通地方公共団体の歳入を納期限までに納付しない者があるときは、普通地方公共団体の長は、期限を指定してこれを督促しなければならない。

2 普通地方公共団体の長は、前項の歳入について同項の規定による督促をした場合においては、条例の定めるところにより、手数料及び延滞金を徴収することができる。

3 普通地方公共団体の長は、分担金、加入金、過料又は法律で定める使用料その他の普通地方公共団体の歳入につき第一項の規定による督促を受けた者が同項の規定により指定された期限までにその納付すべき金額を納付しないときは、当該歳入並びに延滞金について、地方税の滞納処分の例により処分することができる。この場合におけるこれらの徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

4 第一項の歳入並びに第二項の手数料及び延滞金の還付並びにこれらの徴収又は還付に関する書類の送達及び公示送達については、地方税の例による。

5 普通地方公共団体の長以外の機関

がした前四項の規定による処分についての審査請求は、普通地方公共団体の長が処分庁の直近上級行政庁でない場合においても、当該普通地方公共団体の長に対してするものとする。

6 第一項から第四項までの規定による処分についての審査請求又は異議申立てに関する行政不服審査法第十四条第一項本文又は第四十五条の期間は、当該処分を受けた日の翌日から起算して三十日以内とする。

7 普通地方公共団体の長は、第一項から第四項までの規定による処分についての審査請求又は異議申立てがあったときは、議会に諮問してこれを決定しなければならない。

8 議会は、前項の規定による諮問があった日から二十日以内に意見を述べなければならない。

9 第七項の審査請求又は異議申立てに対する裁決又は決定を受けた後でなければ、第一項から第四項までの規定による処分については、裁判所に訴えることができない。

10 第三項の規定による処分中差押物件の公売は、その処分が確定するまで執行を停止する。

11 第三項の規定による処分は、当該普通地方公共団体の区域外においても、また、これを行うことができる。

第四節 支出

(経費の支弁等)

第二百三十二条 普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体の事務を処理するために必要な経費、当該普通地方公共団体の長、委員会若しくは委員又はこれらの管理に属する機関が法律又はこれに基づき政令によ

りその権限に属する国、他の地方公共団体その他公共団体の事務を管理し、又は執行するために必要な経費その他法律又はこれに基づく政令により当該普通地方公共団体の負担に属する経費を支弁するものとする。

2 法律又はこれに基づく政令により普通地方公共団体又はその長、委員会若しくはこれらの管理に属する機関をして国の事務を処理し、管理し、又は執行させる場合においては、国は、そのために要する経費の財源につき必要な措置を講じなければならない。

(寄附又は補助)

第二百三十二条の二 普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。

(支出負担行為)

第二百三十二条の三 普通地方公共団体の支出の原因となるべき契約その他の行為（これを支出負担行為という）は、法令又は予算の定めるところに従い、これをしなければならい。

(支出の方法)

第二百三十二条の四 出納長又は収入役は、普通地方公共団体の長の命令がなければ、支出をすることができない。

2 出納長又は収入役は、前項の命令を受けた場合においても、当該支出負担行為が法令又は予算に違反してないこと及び当該支出負担行為に係る債務が確定していることを確認したうえでなければ、支出をすることができない。

第二百三十二条の五 普通地方公共

団体の支出は、債権者のためでないれば、これを行うことができない。

2 普通地方公共団体の支出は、政令の定めるところにより、資金前渡、概算払、前金払、繰替払、隔地払又は口座振替の方法によってこれを行うことができる。

(小切手の振出し及び公金振替書の交付)

第二百三十二条の六 第二百三十五条の規定により金融機関を指定している普通地方公共団体における支出は、政令の定めるところにより、現金の交付に代え、当該金融機関を支払人とする小切手を振り出し、又は公金振替書を当該金融機関に交付してこれをするものとする。ただし、小切手を振り出すべき場合においては、債権者から申出があるときは、出納長又は収入役は、自ら現金で小口の支払をし又は当該金融機関をして現金で支払をさせることができる。

2 前項の金融機関は、出納長又は収入役の振り出した小切手の呈示を受けた場合において、その小切手が振出日付から十日以上を経過しているものであっても一年を経過しないものであるときに、その支払をしなければならない。

第五節 決算

(決算)

第二百三十三条 出納長又は収入役は、毎会計年度、政令の定めるところにより、決算を調製し、出納の閉鎖後三箇月以内に、証書類その他政令で定める書類とあわせて、普通地方公共団体の長に提出しなければならない。

2 普通地方公共団体の長は、決算及び前項の書類を監査委員の審査に付さなければならぬ。

3 普通地方公共団体の長は、前項の規定により監査委員の審査に付した決算を監査委員の意見を付けて次の通常予算を議する会議までに議会の認定に付さなければならぬ。

4 普通地方公共団体の長は、前項の規定により決算を議会の認定に付するにあつては、当該決算に係る会計年度における主要な施策の成果を説明する書類その他政令で定める書類をあわせて提出しなければならぬ。

5 普通地方公共団体の長は、決算をその認定に関する議会の議決とあわせて、都道府県に於ては自治大臣、市町村に於ては都道府県知事に報告し、かつ、その要領を住民に公表しなければならない。

(歳計剰余金の処分)

第二百三十三條の二 各会計年度において決算上剰余金を生じたときは、翌年度の歳入に繰入しなければならない。ただし、条例の定めるところにより、又は普通地方公共団体の議会の議決により、剰余金の全部又は一部を翌年度に繰り越さないで基金に繰入することができる。

第六節 契約

(契約の締結)

第二百三十四條 売買、貸借、請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により締結するものとする。

2 前項の指名競争入札、随意契約又はせり売りは、政令で定める場合に該当するときに限り、これによるこ

とができる。

3 普通地方公共団体は、一般競争入札又は指名競争入札（以下本条において「競争入札」という。）に付する場合においては、政令の定めるところにより、契約の目的に応じ、予定価格の制限の範囲内で最高又は最低の価格をもつて申込みをした者を契約の相手方とするものとする。ただし、普通地方公共団体の支出の原因となる契約については、政令の定めるところにより、予定価格の制限の範囲内の価格をもつて申込みをした者のうち最低の価格をもつて申込みをした者以外の者を契約の相手方とすることができる。

4 普通地方公共団体が競争入札につき入札保証金を納付させた場合においては、落札者が契約を締結しないときは、その者の納付に係る入札保証金（政令の定めるところによりその納付に代えて提供された担保を含む。）は、当該普通地方公共団体に帰属するものとする。

5 普通地方公共団体が契約につき契約書を作成する場合においては、当該普通地方公共団体の長又はその委任を受けた者が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、当該契約は、確定しないものとする。

6 競争入札に加わろうとする者に必要な資格、競争入札における公告又は指名の方法、随意契約及びせり売りの手続その他契約の締結の方法に關し必要な事項は、政令でこれを定める。

(契約の履行の確保)

第二百三十四條の二 普通地方公共団体が工事若しくは製造その他につい

ての請負契約又は物件の買入れその他の契約を締結した場合においては、当該普通地方公共団体の職員は、政令の定めるところにより、契約の適正な履行を確保するため又はその受ける給付の完了の確保（給付の完了前に代価の一部を支払う必要がある場合において行なう工事若しくは製造の既済部分又は物件の既納部分の確認を含む。）をするため必要な監督又は検査をしなければならぬ。

2 普通地方公共団体が契約の相手方をして契約保証金を納付させた場合において、契約の相手方が契約上の義務を履行しないときは、その契約保証金（政令の定めるところによりその納付に代えて提供された担保を含む。）は、当該普通地方公共団体に帰属するものとする。ただし、損害の賠償又は違約金について契約で別段の定めをしたときは、その定めたところによるものとする。

(長期継続契約)

第二百三十四條の三 普通地方公共団体は、第二百三十四條の規定にかかわらず、翌年度以降にわたり、電気、ガス若しくは水の供給若しくは公衆電気通信の役務の提供を受ける契約又は不動産を借りる契約を締結することができる。この場合においては、各年度におけるこれらの経費の予算の範囲内においてその給付を受けなければならない。

第七節 現金及び有価証券

(金融機関の指定)

第二百三十五條 都道府県は、政令の定めるところにより、金融機関を指定して、都道府県の公金の収納又は

支払の事務を取り扱わせなければならない。

2 市町村は、政令の定めるところにより、金融機関を指定して、市町村の公金の収納又は支払の事務を取り扱わせることができる。

(現金出納の検査及び公金の収納等の監査)

第二百三十五條の二 普通地方公共団体の現金の出納は、毎月例日を定めて監査委員がこれを検査しなければならない。

2 監査委員は、必要があると認めるとき、又は普通地方公共団体の長の要求があるときは、前条の規定により指定された金融機関が取り扱う当該普通地方公共団体の公金の収納又は支払の事務について監査することができる。

3 監査委員は、前二項の規定による検査又は監査の結果を普通地方公共団体の議会及び長に報告しなければならない。

(一時借入金)

第二百三十五條の三 普通地方公共団体の長は、歳出予算内の支出をするため、一時借入金を借り入れることができる。

2 前項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、予算でこれを定めなければならない。

3 第一項の規定による一時借入金は、その会計年度の歳入をもつて償還しなければならない。

(現金及び有価証券の保管)

第二百三十五條の四 普通地方公共団体の歳入歳出に属する現金（以下「歳計現金」という。）は、政令の定めるところにより、最も確実かつ有利な

方法によりこれを保管しなければならない。

2 債権の担保として徴するもののか、普通地方公共団体の所有に属しない現金又は有価証券は、法律又は政令の規定によるのでなければ、これを保管することができない。

3 法令又は契約に特別の定めがあるものを除くほか、普通地方公共団体が保管する前項の現金（以下「歳入歳出外現金」という。）には、利子を付さない。

(出納の閉鎖)

第二百三十五條の五 普通地方公共団体の出納は、翌年度の五月三十一日をもって閉鎖する。

第八節 時効

(金銭債権の消滅時効)

第二百三十六條 金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利は、時効に關し他の法律に定めがあるものを除くほか、五年間これを行使しないときは、時効により消滅する。普通地方公共団体の権利として、金銭の給付を目的とするものについて、また同様とする。

2 金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利の時効による消滅については、法律に特別の定めがある場合を除くほか、時効の援用を要せず、またその利益を放棄することができるものとする。普通地方公共団体の権利として、金銭の給付を目的とするものについても、また同様とする。

3 金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利について、消滅時効の中断、停止その他の事項（前項に規定する事項を除く。）に關し、適用

すべき法律の規定がないときは、民法（明治十九年法律第八十九号）の規定を準用する。普通地方公共団体に對する権利で、金銭の給付を目的とするものについても、また同様とする。

4 法令の規定により普通地方公共団体がする納入の通知及び督促は、民法第五百三十三条（前項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、時効中断の効力を有する。

第九節 財産

（財産の管理及び処分）

第二百三十七條 この法律において「財産」とは、公有財産、物品及び債権並びに基金をいう。

2 第二百三十八條の四第一項の規定の適用がある場合を除き、普通地方公共団体の財産は、条例又は議会の議決による場合でなければ、これを交換し、出資の目的とし、若しくは支払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付けてはならない。

第一款 公有財産

（公有財産の範囲及び分類）

第二百三十八條 この法律において「公有財産」とは、普通地方公共団体の所有に属する財産のうち次に掲げるもの（基金に属するものを除く。）をいう。

- 一 不動産
- 二 船舶、浮標、浮桟橋及び浮ドック並びに航空機
- 三 前二号に掲げる不動産及び動産の従物
- 四 地上権、地役権、鉱業権その他これらに準ずる権利
- 五 特許権、著作権、商標権、実用

新案権その他これらに準ずる権利
六 株券、社債券（特別の法律により設立された法人の発行する債券を含む。）及び地方債証券（社債券等登録法（昭和十七年法律第十一号）の規定により登録されたものを含む。）並びに國債証券（國債に関する法律（明治三十九年法律第三十四号）の規定により登録されたものを含む。）その他これらに準ずる有価証券

七 出資による権利

2 公有財産は、これを行政財産と普通財産とに分類する。

3 行政財産とは、普通地方公共団体に供用又は公共用に供し、又は供することと決定した財産をいい、普通財産とは、行政財産以外の一切の公有財産をいう。

（公有財産に関する長の総合調整権）
第二百三十八條の二 普通地方公共団体の長は、公有財産の効率的運用を図るため必要があると認めるときは、委員会若しくは委員又はこれらの管理に属する機関で権限を有するものに對し、公有財産の取得又は管理について、報告を求め、実地について調査し、又はその結果に基づいて必要な措置を講ずべきことを求めることができる。

2 普通地方公共団体の委員会若しくは委員又はこれらの管理に属する機関で権限を有するものは、公有財産を取得し、又は行政財産の用途を変更し、若しくは第二百三十八條の四第三項の規定による行政財産の使用の許可で当該普通地方公共団体の長が指定するものをしようとするときは、あらかじめ当該普通地方公共団体の

長に協議しなければならない。

3 普通地方公共団体の委員会若しくは委員又はこれらの管理に属する機関で権限を有するものは、その管理に属する行政財産の用途を廃止したときは、直ちにこれを当該普通地方公共団体の長に引き継がなければならない。

（職員行為の制限）
第二百三十八條の三 公有財産に関する事務に従事する職員は、その取扱に係る公有財産を譲り受け、又は自己の所有物と交換することができない。

2 前項の規定に違反する行為は、これを無効とする。

（行政財産の管理及び処分）
第二百三十八條の四 行政財産は、これを貸し付け、交換し、売り払い、譲与し、若しくは出資の目的とし、又はこれに私権を設定することができない。

2 前項の規定に違反する行為は、これを無効とする。

2 行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができる。

4 前項の規定による許可を受けてする行政財産の使用については、借地法（大正十年法律第四十九号）及び借家法（大正十年法律第五十号）の規定は、これを適用しない。

5 第三項の規定により行政財産の使用を許可した場合において、公用若しくは公共用に供するため必要を生じたとき、又は許可の条件に違反する行為があると認めるときは、普通地方公共団体の長又は委員会は、その許可を取り消すことができる。

（普通財産の管理及び処分）

第二百三十八條の五 普通財産は、これを貸し付け、交換し、売り払い、譲与し、若しくは出資の目的とし、又はこれに私権を設定することができる。

2 普通財産を貸し付けた場合において、その貸付期間中に、地方公共団体において公用又は公用に供するため必要を生じたときは、普通地方公共団体の長は、その契約を解除することができる。

3 前項の規定により契約を解除した場合においては、借受人は、これによつて生じた損失につきその補償を求めることができる。

4 普通地方公共団体の長が一定の用途並びにその用途に供しなければならない期日及び期間を指定して普通財産を貸し付けた場合において、借受人が指定された期日を経過してもなおこれをその用途に供せず、又はこれをその用途に供した後指定された期間内にその用途を廃止したときは、当該普通地方公共団体の長は、その契約を解除することができる。

5 第二項及び第三項の規定は貸付け以外の方法により普通財産を使用させる場合に、前項の規定は普通財産を売り払い、又は譲与する場合にこれを準用する。

6 前項に定めるもののほか普通財産の売払いに關し必要な事項及び普通財産の交換に關し必要な事項は、政令でこれを定める。

（旧債による公有財産の使用）
第二百三十八條の六 旧来の慣行により市町村の住民中特に公有財産を使用する権利を有する者があるとき

は、その旧慣による。その旧慣を変更し、又は廃止しようとするときは、市町村の議会の議決を経なければならない。

2 前項の公有財産をあらたに使用しようとする者があるときは、市町村長は、議会の議決を経て、これを許可することができる。

（行政財産を使用する権利に関する処分についての不服申立て）
第二百三十八條の七 第二百三十八條の四の規定により普通地方公共団体の長がした行政財産を使用する権利に關する処分に不服がある者は、都道府県知事がした処分については自治大臣、市町村長がした処分については都道府県知事に審査請求をすることができ、この場合においては、異議申立てをすることもできる。

2 第二百三十八條の四の規定により普通地方公共団体の委員会がした行政財産を使用する権利に關する処分に不服がある者は、当該普通地方公共団体の長に審査請求をすることができ、

3 第二百三十八條の四の規定により普通地方公共団体の長及び委員会以外の機関がした行政財産を使用する権利に關する処分についての審査請求は、普通地方公共団体の長が処分庁の直近上級行政庁でない場合においても、当該普通地方公共団体の長に對してするものとする。

4 普通地方公共団体の長は、行政財産を使用する権利に關する処分について、の異議申立て又は審査請求（第一項に規定する審査請求を除く。）があったときは、議事に諮問してこれ

を決定しなければならない。

5 議会は、前項の規定による諮問があった日から二十日以内に意見を述べなければならない。

6 行政財産を使用する権利に関する処分についての審査請求（第一項に規定する審査請求を除く。）に対する裁判に不服がある者は、都道府県知事がした裁判については自治大臣、市町村長がした裁判については都道府県知事に再審査請求をすることができ。

第二款 物品

第二百三十九条 この法律において「物品」とは、普通地方公共団体の所有に属する財産で次の各号に掲げるものの以外のもので、及び普通地方公共団体が使用のために保管する財産（政令で定める動産を除く。）をいう。

一 現金（現金に代えて納付される証券を含む。）

二 公有財産に属するもの

三 基金に属するもの

2 物品に関する事務に従事する職員は、その取扱いに係る物品（政令で定める物品を除く。）を普通地方公共団体から譲り受けることができない。

3 前項の規定に違反する行為は、これを無効とする。

4 前二項に定めるもののほか、物品の管理及び処分に関し必要な事項は、政令でこれを定める。

5 普通地方公共団体の所有に属しない動産で普通地方公共団体が保管するもの（使用のために保管するものを除く。）のうち政令で定めるものを以下「占有動産」という。の管理に

関し必要な事項は、政令でこれを定める。

第三款 債権

第二百四十条 この章において「債権」とは、金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利をいう。

2 普通地方公共団体の長は、債権について、政令の定めるところにより、その督促、強制執行その他その保全及び取立てに関し必要な措置をとらなければならない。

3 普通地方公共団体の長は、債権について、政令の定めるところにより、その徴収停止、履行期限の延長又は当該債権に係る債務の免除をすることができ。

4 前二項の規定は、次の各号に掲げる債権については、これを適用しない。

一 地税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の規定に基づく徴収金に係る債権

二 過料に係る債権

三 証券に化体されている債権（社債等登録法又は国債に関する法律の規定により登録されたものを含む。）

四 預金に係る債権

五 歳入歳出外現金となるべき金銭の給付を目的とする債権

六 寄附金に係る債権

七 基金に属する債権

第四款 基金

第二百四十一条 普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立て、又は定額の資金を運

用するための基金を設けることができる。

2 基金は、これを前項の条例で定める特定の目的に充て、及び確実かつ効率的に運用しなければならない。

3 第一項の規定により特定の目的のために財産を取得し、又は資金を積み立てるための基金を設けた場合においては、当該目的のためになければこれを処分することができない。

4 基金の運用から生ずる収益及び基金の管理に要する経費は、それぞれ毎会計年度の歳入算入予算に計上しなければならない。

5 第一項の規定により特定の目的のために定額の資金を運用するための基金を設けた場合においては、普通地方公共団体の長は、毎会計年度、その運用の状況を示す書類を作成し、これを監査委員の審査に付し、その意見を付けて、第二百三十三条第四項の書類とあわせて議会に提出しなければならない。

6 基金の管理については、基金に属する財産の種類に依り、収入若しくは支出の手續、歳計現金の出納若しくは保管、公有財産若しくは物品の管理若しくは処分又は債権の管理の例による。

7 前五項に定めるもののほか、基金の管理及び処分に関し必要な事項は、条例でこれを定めなければならない。

第十節 住民による監査請求及び訴訟

（住民監査請求）

第二百四十二条 普通地方公共団体の住民は、当該普通地方公共団体の長若しくは委員会若しくは委員又は当

該普通地方公共団体の職員について、違法若しくは不当な公金の支出、財産の取得、管理若しくは処分、契約の締結若しくは履行若しくは債務その他の義務の負担がある（当該行為がなされることが相当の確実と認めるとき、又は違法若しくは不当に公金の賦課若しくは徴収若しくは財産の管理を怠る事実（以下「怠る事実」という。）があると認めるときは、これらを証する書面を添え、監査委員に対し、監査を求め、当該行為を防止し、若しくは是正し、若しくは当該怠る事実を改め、又は当該行為若しくは怠る事実によつて当該普通地方公共団体のこうむつた損害を補填するために必要な措置を講ずべきことを請求することができ。

2 前項の規定による請求は、当該行為のあった日又は終わった日から一年を経過したときは、これをすることができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。

3 第一項の規定による請求があった場合においては、監査委員は、監査を行ない、請求に理由がないと認めるときは、理由を付してその書面により同項の規定による請求人（以下本条において「請求人」という。）に通知するとともに、これを公表し、請求に理由があると認めるときは、当該普通地方公共団体の議会、長その他の執行機関又は職員に対し、当該普通地方公共団体の職員に必要措置を講ずべきことを勧告するとともに、当該勧告の内容を請求人に通知し、かつ、これを公表しなければならない。

4 前項の規定による監査委員の監査及び勧告は、第一項の規定による請求があった日から六十日以内にこれを行なわなければならない。

5 監査委員は、第三項の規定による監査を行なうにあつては、請求人に証拠の提出及び陳述の機会を与えなければならない。

6 第三項の規定による監査及び勧告についての決定は、監査委員の定数が二人以上である場合においては、その合議によるものとする。

7 第三項の規定による監査委員の勧告があつたときは、当該勧告を受けた議会、長その他の執行機関又は職員は、当該勧告に示された期間内に必要な措置を講ずるとともに、その旨を監査委員に通知しなければならない。この場合においては、監査委員は、当該通知に係る事項を請求人に通知し、かつ、これを公表しなければならない。

（住民訴訟）
第二百四十二条の二 普通地方公共団体の住民は、前条第一項の規定による請求をした場合において、同条第三項の規定による監査委員の監査の結果若しくは勧告若しくは同条第七項の規定による普通地方公共団体の議会、長その他の執行機関若しくは職員に必要措置があるとき、又は監査委員が同条第三項の規定による監査若しくは勧告を同条第四項の期間内に行なわなかつたとき、若しくは議会、長その他の執行機関若しくは職員が同条第七項の規定による措置を講じないときは、裁判所に対し、同条第一項の請求に係る違法な行為又は怠る事実につき、訴えをもつて次

の各号に掲げる請求をすることができ、ただし、第一号の請求は、当該行為により普通地方公共団体に回復の困難な損害を生ずるおそれがある場合に限り、第四号の請求中職員に対する不当利得の返還請求は、当該職員に利益の存する限度に限るものとする。

一 当該執行機関又は職員に対する当該行為の全部又は一部の差止めの請求

二 行政処分たる当該行為の取消し又は無効確認の請求

三 当該執行機関又は職員に対する当該行為の違法確認の請求

四 普通地方公共団体に代位して行なう当該職員に対する損害賠償の請求若しくは不当利得返還の請求又は当該行為若しくは怠る事実に係る相手方に対する法律関係不在確認の請求、損害賠償の請求、不当利得返還の請求、原状回復の請求若しくは妨害排除の請求

2 前項の規定による訴訟は、次の各号に掲げる期間内に提起しなければならない。

一 監査委員の監査の結果又は勧告に不服がある場合は、当該監査の結果又は当該勧告の内容の通知があった日から三十日以内

二 監査委員の勧告を受けた議会、長その他の執行機関又は職員の措置に不服がある場合、当該措置に係る監査委員の通知があった日から三十日以内

三 監査委員が請求をした日から六十日を経過しても監査又は勧告を行なわれない場合は、当該六十日を経過した日から三十日以内

3 前項の期間は、不変期間とする。

4 第一項の規定による訴訟が係属しているときは、当該普通地方公共団体の他の住民は、別訴をもって同一の請求をすることができない。

5 第一項の規定による訴訟は、当該普通地方公共団体の事務所の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に専属する。

6 前四項に定めるもののほか、第一項の規定による訴訟については、行政事件訴訟法第四十三条の規定の適用があるものとする。

7 第一項第四号の規定による訴訟を提起した者が勝訴（一部勝訴を含む。）した場合において、弁護士に報酬を支払うべきときは、普通地方公共団体に對し、その報酬額の範囲内で相当と認められる額の支払を請求することができる。

第十一節 雑則

（私人の公金取扱いの制限）

第二百四十三条 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがある場合を除くほか、公金の徴収若しくは収納又は支出の権限を私人に委任し、又は私人をして行なわせてはならない。

（職員の賠償責任）

第二百四十三条の二 出納長若しくは収入役若しくは収入役の事務を補助する職員、資金前渡を受けた職員、占有財産を保管している職員又は物品を使用している職員が故意又は重大な過失（現金については、故意又は過失）により、その保管に係る現金、有価証券、物品若しくは占有財産又はその使用に係る物品を亡失し、又は損傷したときは、これによって生じた損害を賠償しなければならない。次の各号に掲げる行為をする権限を有する職員又はその権限に属する事務を直接補助する職員で普通地方公共団体の規則で指定したものが故意又は重大な過失により法令の規定に違反して当該行為をしたこと又は怠ったことにより普通地方公共団体に損害を与えたときも、また同様とする。

一 支出負担行為

二 第二百三十二条の四第一項の命令又は同条第二項の確認

三 支出又は支払

四 第二百三十四条の二第一項の監督又は検査

2 前項の場合において、その損害が二人以上の職員の行為によつて生じたものであるときは、当該職員は、それぞれの職分に應じ、かつ、当該行為が当該損害の発生の原因となつた程度に應じて賠償の責めに任ずるものとする。

4 普通地方公共団体の長は、第一項の職員が同項に規定する行為によつて当該普通地方公共団体に損害を与えたとき、その損害の賠償額を決定すること、その決定に基づき、期限を定めて賠償を命じなければならない。ただし、同項前段の場合にあってはその事実を知った日から、同項後段の場合にあってはその

四 監査委員の勧告を受けた議会、長その他の執行機関又は、職員が措置を講じない場合は、当該勧告に示された期間を経過した日から三十日以内

3 前項の期間は、不変期間とする。

4 第一項の規定による訴訟が係属しているときは、当該普通地方公共団体の他の住民は、別訴をもって同一の請求をすることができない。

5 第一項の規定による訴訟は、当該普通地方公共団体の事務所の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に専属する。

6 前四項に定めるもののほか、第一項の規定による訴訟については、行政事件訴訟法第四十三条の規定の適用があるものとする。

7 第一項第四号の規定による訴訟を提起した者が勝訴（一部勝訴を含む。）した場合において、弁護士に報酬を支払うべきときは、普通地方公共団体に對し、その報酬額の範囲内で相当と認められる額の支払を請求することができる。

第十一節 雑則

（私人の公金取扱いの制限）

第二百四十三条 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがある場合を除くほか、公金の徴収若しくは収納又は支出の権限を私人に委任し、又は私人をして行なわせてはならない。

（職員の賠償責任）

第二百四十三条の二 出納長若しくは収入役若しくは収入役の事務を補助する職員、資金前渡を受けた職員、占有財産を保管している職員又は物品を使用している職員が故意又は重大な過失（現金については、故意又は過失）により、その保管に係る現金、有価証券、物品若しくは占有財産又はその使用に係る物品を亡失し、又は損傷したときは、これによって生じた損害を賠償しなければならない。次の各号に掲げる行為をする権限を有する職員又はその権限に属する事務を直接補助する職員で普通地方公共団体の規則で指定したものが故意又は重大な過失により法令の規定に違反して当該行為をしたこと又は怠ったことにより普通地方公共団体に損害を与えたときも、また同様とする。

一 支出負担行為

二 第二百三十二条の四第一項の命令又は同条第二項の確認

三 支出又は支払

四 第二百三十四条の二第一項の監督又は検査

2 前項の場合において、その損害が二人以上の職員の行為によつて生じたものであるときは、当該職員は、それぞれの職分に應じ、かつ、当該行為が当該損害の発生の原因となつた程度に應じて賠償の責めに任ずるものとする。

4 普通地方公共団体の長は、第一項の職員が同項に規定する行為によつて当該普通地方公共団体に損害を与えたとき、その損害の賠償額を決定すること、その決定に基づき、期限を定めて賠償を命じなければならない。ただし、同項前段の場合にあってはその事実を知った日から、同項後段の場合にあってはその

事実の発生した日から三年を経過したときは、賠償を命ずることができない。

4 前項本文の規定により監査委員が賠償責任があると決定した場合において、普通地方公共団体の長は、当該職員からなされた当該損害が避けられないことのない事故その他やむを得ない事情によるものであることの証明を相当と認めるときは、議会の同意を得て、賠償責任の全部又は一部を免除することができる。この場合においては、あらかじめ監査委員の意見をきき、その意見を付けて議事に付議しなければならない。

5 第三項本文の規定による決定又は前項後段の規定による意見の決定は、監査委員の定数が二人以上である場合においては、その合議によるものとする。

6 第三項の規定による処分に不服がある者は、都道府県知事がした処分については自治大臣、市町村長がした処分については都道府県知事に審査請求をすることができ、この場合においては、異議申立てをすることもできる。

7 普通地方公共団体の長は、前項の規定による異議申立てがあつたときは、議会に諮問してこれを決定しなければならない。

8 議会は、前項の規定による諮問があつた二十日以内に意見を述べなければならない。

9 第一項の規定によつて損害を賠償しなければならない場合において、同項の職員の賠償責任については、賠償責任に関する民法の規定は、これを適用しない。

（財政状況の公表等）

第二百四十三条の三 普通地方公共団体の長は、条例の定めるところにより、毎年二回以上歳入歳出予算の執行状況並びに財産、地方債及び一時借入金等の現在高その他財政に関する事項を住民に公表しなければならない。

2 普通地方公共団体の長は、第二百三十一条第三項の法人について、毎事業年度、政令で定めるその経営状況を説明する書類を作成し、これを次の議会に提出しなければならない。

（普通地方公共団体の財政の運営に関する事項等）

第二百四十三条の四 普通地方公共団体の財政の運営、普通地方公共団体の財政と国の財政との関係等に関する基本原則については、この法律に定めるもののほか、別に法律でこれを定める。

（政令への委任）

第二百四十三条の五 歳入及び歳出の会計年度所屬区分、予算及び決算の調製の様式、過年度収入及び過年度支出並びに翌年度歳入の繰上充用その他財務に関し必要な事項は、この法律に定めるもののほか、政令でこれを定める。

第二編中「第十二章 補則」を「第十三章 補則」に、「第十一章 大都市に関する特例」を「第十二章 大都市に関する特例」に、「第十章 国と普通地方公共団体との関係及び普通地方公共団体相互間の関係」を「第十一章 国と普通地方公共団体との関係及び普通地方公共団体相互間の関係」に改め、第九章の次に次の一章を加える。

第十章 公の施設

(公の施設)

第二百四十四條 普通地方公共団体は、住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設（これを公の施設という）を設けるものとする。

2 普通地方公共団体は、正当な理由がない限り、住民が公の施設を利用することを拒んではならない。

3 普通地方公共団体は、住民が公の施設を利用することについて、不当な差別的取扱いはしてはならない。

(公の施設の設置、及び廃止)

第二百四十四條の二 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

2 普通地方公共団体は、条例で定める重要な公の施設のうち条例で定める特に重要なものについて、これを廃止し、又は条例で定める長期かつ独占的な利用をさせようとするときは、議会において出席議員の三分の二以上の者の同意を得なければならない。

3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、その管理を公共団体又は公共の団体に委託することができる。

4 普通地方公共団体は、公の施設の利用に関し、条例で一万円以下の過料を科する規定を設けることができる。

(公の施設の区域外設置及び他の団

体の公の施設の利用)

第二百四十四條の三 普通地方公共団体は、その区域外においても、また、関係普通地方公共団体との協議により、公の施設を設けることができる。

2 普通地方公共団体は、他の普通地方公共団体との協議により、当該他の普通地方公共団体の公の施設を自己の住民の利用に供させることができる。

3 前二項の協議については、関係普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

(公の施設を利用する権利に関する処分についての不服申立て)

第二百四十四條の四 普通地方公共団体の長がした公の施設を利用する権利に関する処分が不服がある者は、都道府県知事がした処分については自治大臣、市町村長がした処分については都道府県知事に審査請求をすることができ、この場合においては、異議申立てをすることもできる。

2 第二百三十八條の四第一項に規定する機関がした公の施設を利用する権利に関する処分が不服がある者は、当該普通地方公共団体の長に審査請求をすることができ、

3 普通地方公共団体の長及び前項に規定する機関以外の機関がした公の施設を利用する権利に関する処分についての審査請求は、普通地方公共団体の長が処分庁の直近上級行政庁でない場合においても、当該普通地方公共団体の長に対してするものとする。

4 普通地方公共団体の長は、公の施設を利用する権利に関する処分につ

設を利用する権利に関する処分についての異議申立て又は審査請求（第一項に規定する審査請求を除く）があったときは、議会に諮問してこれを決定しなければならない。

5 議会は、前項の規定による諮問があった日から二十日以内に意見を述べなければならない。

6 公の施設を利用する権利に関する処分についての審査請求（第一項に規定する審査請求を除く）に対する裁決に不服がある者は、都道府県知事がした裁決については自治大臣、市町村長がした裁決については都道府県知事に再審査請求をすることができ、

第二百四十五條の三を第二百四十五條とする。

第二百四十六條の三を「第二百四十五條の三」を「第二百四十五條」に改める。

第二百四十七條第二項中「前項」を「第二百五十二條」に、「行」を「代理する」に改め、同条第一項及び第五項を削る。

第二百五十條中「第二百二十七條の借入金を除く外」を削り、「利息の定率」を「利率」に改める。

第二百五十一條第七項中「第四項」を「第五項」に改める。

第二百五十二條の四第二項第四号中「物品若しくは」を削り、「營造物の設置、管理及び処分」を「公の施設の設置、管理及び廃止」に改める。

第二百五十二條の十一第四項前段中「委員会が行う」を「委員会が行なう

及び「又は規約で定める普通地方公共団体に監査委員を置かないときは当該規約で定める普通地方公共団体の長」を削り、同項後段中「又は規約で定める普通地方公共団体の長で監査委員の職務を行うもの」を削る。

第二百五十五條の四を第二百五十五條の五とし、第二百五十五條の三を第二百五十五條の四とし、第二百五十五條の二を第二百五十五條の三とし、第二百五十五條の次に次の一条を加える。

第二百五十五條の二 普通地方公共団体の長が過料の処分をしようとする場合においては、過料の処分を受ける者に対し、あらかじめその旨を告知するとともに、弁明の機会を与えなければならない。

普通地方公共団体の長がした過料の処分が不服がある者は、都道府県知事がした処分については自治大臣、市町村長がした処分については都道府県知事に審査請求をすることができ、この場合においては、異議申立てをすることもできる。

普通地方公共団体の長以外の機関がした過料の処分についての審査請求は、普通地方公共団体の長が処分庁の直近上級行政庁でない場合においても、当該普通地方公共団体の長に対してするものとする。

過料の処分についての審査請求（第二項に規定する審査請求を除く）に対する裁決に不服がある者は、都道府県知事がした裁決については自治大臣、市町村長がした裁決については都道府県知事に再審査請求をすることができ、

第二百六十二條第二項中「若しくは

第二百六十三條第四項の規定による投票」を削る。

第二百六十三條の二第一項中「又は營造物」を削り、第二編中同条の次に次の一条を加える。

第二百六十三條の三 都道府県知事若しくは都道府県の議会の議長、市長若しくは市の議会の議長又は町村の議会の議長が、その相互間の連絡を緊密にし、並びに共通の問題を協議し、及び処理するためのそれぞれの全体的連合組織を設けた場合においては、当該連合組織の代表者は、その旨を自治大臣に届け出なければならない。

第二百九十四條第一項中「營造物」を「公の施設」に、「管理及び処分」を「管理及び処分又は廃止」に改め、同条第二項中「營造物」を「公の施設」に改める。

第二百九十五條中「營造物」を「公の施設」に改める。

第二百九十六條の三第一項中「營造物」を「公の施設」に、「処分」を「処分又は廃止」に改め、同条第二項中「營造物」を「公の施設」に改める。

第二百九十六條の五第一項及び第二項中「營造物」を「公の施設」に、「処分」を「処分又は廃止」に改め、同条第三項中「營造物」を「公の施設」に、「賦課」を「徴収」に改め、同条第五項中「賦課」を「徴収」に改める。

第三編第四章の次に次の一章を加える。

第五章 地方開発事業団
第一節 総則
(設置)
第二百九十八條 普通地方公共団体

は、一定の地域の総合的な開発計画に基づき、次の各号に掲げる事業で当該普通地方公共団体の事務（当該普通地方公共団体の長の権限に属する国の事務を含む。）に属するものを総合的に実施するため、他の普通地方公共団体と共同して、これらの事業の実施を委託すべき地方開発事業団（以下「事業団」という。）設けることができる。

一 住宅、工業用水道、道路、港湾、水道、下水道、公園緑地その他政令で定める施設の建設（災害復旧を含む。）

二 前号に掲げる施設の用に供する土地、工場用地その他の用地の取得又は造成

三 土地地区画整理事業に係る工事

2 普通地方公共団体は、事業団を設けようとするときは、その議会の議決を経て、都道府県又は市町村が設けようとする場合にあっては自治大臣、その他の場合にあっては都道府県知事の認可を受けなければならない。設置団体（事業団の設置者たる普通地方公共団体をいう。以下同じ。）の数の増減又は事業団の規約の変更についても、また同様とする。

（規約）

第二百九十九条 事業団の規約には、次の各号に掲げる事項につき規定を設けなければならない。

- 一 名称
- 二 設置団体たる普通地方公共団体
- 三 事務所の位置
- 四 理事及び監事の定数
- 五 理事長、理事及び監事の選任及

び解任の方法並びに任期

六 事業団の職員の見取扱いに関する事項

七 事業団の経費の支弁の方法

八 設置団体の出資に関する事項

九 公告の方法

十 解散に伴う事業団の権利義務の承継に関する事項

（事業計画）

第三百条 設置団体は、その議会の議決を経て、事業団に

委託すべき事業に関する計画（以下「事業計画」という。）を決定しなければならない。

2 設置団体は、前項の規定により事業計画を決定したときは、これを事業団に通知しなければならない。

3 前項の規定により設置団体が事業計画を通知したときは、設置団体は、当該事業計画に係る事業の実施を当該事業計画の定めるところにより事業団に委託したものとす

4 設置団体は、第一項の規定により事業計画を決定しようとするときは、あらかじめ事業団の意見をきかなければならない。

5 設置団体が事業計画を変更しようとするときは、前四項の規定の例による。

（事業計画の内容）

第三百一条 事業計画は、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。

一 委託すべき事業の種類及びその内容並びに関係設置団体

二 財政計画

三 設置団体が負担すべき経費の負担区分

四 事業団が起すことができる地

方債の総額

五 事業団が起す地方債の償還に関する事項

六 受託事業（前条第三項の規定により事業団に委託された事業をいう。以下同じ。）に係る施設又は土地の移管（当該移管に伴う設置団体への権利義務の引継ぎを含む。）又は処分に関する事項

七 その他必要な事項

（施設等の移管又は処分）

第三百二条 事業団は、第二百九十八条第一項第一号に掲げる事業（分譲住宅の建設を除く。）を完了したときは、当該事業に係る施設を設置団体又は設置団体の長に移管し、分譲住宅の建設又は同項第二号に掲げる事業を完了したときは、当該事業に係る住宅又は土地を処分し、又は設置団体若しくは設置団体の長に移管するものとする。

（事業規則）

第三百三条 事業団は、法令に違反しない限りにおいて、その処理する事務に關し必要な事項について、事業規則を制定することができる。

第二節 組織

（理事長等）

第三百四条 事業団に、理事長、理事及び監事（以下本条において「理事長等」という。）を置く。

2 理事長は、事業団を代表し、その事務を総理する。

3 理事は、規約の定めるところにより、事業団を代表し、理事長を補佐して事業団の事務を掌理し、理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、その職務を代理する。

4 理事長又は理事は、その権限に属する事務の一部を事業団の職員に委任し、又はこれをして臨時に代理させることができる。

5 理事長又は理事は、事業団の職員を指揮監督する。

6 監事は、事業団の事務を監査する。

7 監事は、設置団体の長の要求があるときは、その要求に係る事項について監査しなければならない。

8 設置団体の長は、第四百四十一条第二項の規定にかかわらず、当該事業団の常勤の理事長又は理事と兼ねることができる。

9 第四百四十一条第一項、第四百四十二条及び第四百四十三条第一項前段の規定は理事長及び理事に第五項、第四百九十八条の二及び第四百九十九条の二の規定は監事にこれを準用する。この場合において、第四百九十八条の二第一項中「普通地方公共団体の長又は副知事若しくは助役」とあるのは、「理事長又は理事」と読み替えるものとする。

10 第二百三十三条第一項から第三項まで及び第五項並びに第二百四十四条の二の規定は非常勤の理事長等に、第二百四十四条から第二百五条までの規定は常勤の理事長等にこれを準用する。この場合において、第二百三十三条第二項及び第五項、第二百四十四条第二項及び第三項並びに第二百四十四条の二中「条例」とあるのは、「事業規則」と読み替えるものとする。

（理事会）

第三百五条 事業団に理事会を置く。理事長は、理事長及び理事をもつて組織する。

する事務の一部を事業団の職員に委任し、又はこれをして臨時に代理させることができる。

5 理事長又は理事は、事業団の職員を指揮監督する。

6 監事は、事業団の事務を監査する。

7 監事は、設置団体の長の要求があるときは、その要求に係る事項について監査しなければならない。

8 設置団体の長は、第四百四十一条第二項の規定にかかわらず、当該事業団の常勤の理事長又は理事と兼ねることができる。

9 第四百四十一条第一項、第四百四十二条及び第四百四十三条第一項前段の規定は理事長及び理事に第五項、第四百九十八条の二及び第四百九十九条の二の規定は監事にこれを準用する。この場合において、第四百九十八条の二第一項中「普通地方公共団体の長又は副知事若しくは助役」とあるのは、「理事長又は理事」と読み替えるものとする。

10 第二百三十三条第一項から第三項まで及び第五項並びに第二百四十四条の二の規定は非常勤の理事長等に、第二百四十四条から第二百五条までの規定は常勤の理事長等にこれを準用する。この場合において、第二百三十三条第二項及び第五項、第二百四十四条第二項及び第三項並びに第二百四十四条の二中「条例」とあるのは、「事業規則」と読み替えるものとする。

（理事会）

第三百五条 事業団に理事会を置く。理事長は、理事長及び理事をもつて組織する。

2 理事長は、理事長及び理事をもつて組織する。

3 次の各号に掲げる事項は、理事会

の議を経なければならない。

一 事業規則の制定

二 事業計画に対する意見の申出

三 毎事業年度の予算及び決算

四 第三百二条の規定による住宅又は土地の処分

五 その他事業団の事務に関する重要事項で事業規則で定めるもの

4 理事会の運営に關し必要な事項は、事業規則で定める。

（職員）

第三百六条 事業団の職員は、設置団体の長の補助機関たる職員のうちから、当該設置団体の長の同意を得て、理事長がこれを命ずる。

第三節 財務

（事業年度）

第三百七条 事業団の事業年度は、普通地方公共団体の会計年度による。

（会計）

第三百八条 事業団の事業の経理は、会計を設けて行なうものとする。

2 第二百三十二条の規定により事業団が処分する住宅又は土地に係る事業及び第二百九十八条第一項第三号に掲げる事業（以下「特定事業」という。）の経理は、他の事業に係る経理と別に会計を設けて行ない、その経費は、主として住宅又は土地の処分に伴う収入及び特定事業のために起こした地方債による収入をもつて充てるようにしなければならない。

3 設置団体は、特定事業に係る会計に必要な出資を行なうことができる。

（予算）

第三百九条 事業団は、毎事業年度予算を作成しなければならない。

2 事業団は、予算の作成後に生じた

事由に基づいて、既定の予算に追加その他の変更を加える必要が生じたときは、既定予算の修正をすることが出来る。

3 事業団は、前二項の規定により予算を作成し、又は修正したときは、直ちにこれを設置団体の長に報告し、かつ、その要領を公表しなければならない。

(予算の繰越し)
第三百十條 予算に定めた経費のうち、年度内に支払義務が生じなかったものがあるときは、事業団は、その額を翌年度に繰り越して使用することが出来る。

(会計事務)
第三百十一條 事業団の会計事務は、理事長が行なう。ただし、理事長は、必要があるときは、理事会の議を経て指定する金融機関に現金の出納事務を取り扱わせることができる。

2 事業団の出納(特定事業に係るものを除く)は、翌年度の五月三十一日をもって閉鎖する。

(決算)
第三百十二條 事業団は、毎事業年度、出納閉鎖後(特定事業にあっては、事業年度終了後)二箇月以内に決算を作成し、かつ、その要領を公表しなければならない。

3 設置団体の長は、前項の規定によ

り決算の提出を受けたときは、これをすみやかに当該設置団体の議会に報告しなければならない。

4 第一項の決算について作成すべき書類は、政令でこれを定める。

(剰余金)
第三百十三條 事業団は、特別事業について、毎事業年度利益を生じた場合において前事業年度から繰り越した欠損金があるときは、その利益をもつてその欠損金をうめ、なお残額があるときは、翌年度に繰り越さなければならない。

(財務に関する規定の準用)

第三百十四條 第二百八條第二項、第二百十條、第二百十四條、第二百十五條(第二号及び第三号を除く)、第二百十六條、第二百二十條第一項及び第二項、第二百二十一條第二項、第二百三十一條、第二百三十一條の二、第二百三十一條の三、第二百三十二條、第二百三十二條の二、第二百三十二條の三、第二百三十二條の五、第二百三十二條の六、第二百三十三條の二本文、第二百三十四條から第二百三十四條の三まで、第二百三十五條の二第一項及び第二項、第二百三十五條の三、第二百三十五條の四、第二百三十六條から第二百三十八條まで、第二百三十八條の三から第二百三十八條の五まで、第二百三十九條、第二百四十條、第二百四十二條から第二百四十三條まで、第二百四十三條の二第一項及び第九項、第二百四十三條の三第一項並びに第二百四十三條の五の規定は、事業団の財務についてこれを準用する。ただし、第二百三十五條の三の規定は、

特定事業に係る財務については、こ

れを準用しない。

2 第二百三十條並びに地方公営企業法(昭和二十七年法律第二百九十二号)第二十條、第二十九條、第三十二條第五項及び第六項並びに第三十二條の二の規定は、特定事業に係る財務についてこれを準用する。

第四節 雑則

(監査の報告)
第三百十五條 監事は、監査の結果を理事長及び設置団体の長に報告し、かつ、これを公表しなければならない。

2 設置団体の長は、前項の報告を受けたときは、これを当該設置団体の議会に報告しなければならない。

(事務等の委託)
第三百十六條 事業団は、受託事業の実施に必要と認められる範囲内で、設置団体若しくは設置団体の長から委託を受けて設置団体の事務若しくは設置団体の長の権限に属する国の事務を行ない、又は受託事業の実施に支障のない範囲内で、国、地方公共団体その他公共団体から受託を受けて受託事業に關連する事業を行なうことができる。

(解散)
第三百十七條 事業団は、すべての受託事業の完了又は設置団体がその議会の議決を経ての協議により解散する。

2 前項の規定により事業団が解散するときは、設置団体は、第二百九十八條第二項の例により、自治大臣又は都道府県知事にその旨を届け出なければならない。

3 第一項の規定により事業団が解散したときは、設置団体は、規約の定

めるところにより、当該事業団に属する一切の権利義務を承継する。

(準用規定)
第三百十八條 第五百十條、第五百十一條第一項、第二百四十五條から第二百四十六條の四まで、第二百五十條及び第二百五十三條の規定は事業団について、第二百五十二條の十四から第二百五十二條の十六までの規定は第三百十六條の規定により事業団が設置団体の事務又は設置団体の長の権限に属する事務の受託を受ける場合についてこれを準用する。

(政令への委任)
第三百十九條 普通地方公共団体に関する規定及び地方公営企業法の規定を事業団について準用する場合における技術的調整等は、政令でこれを定める。

附則第二十條の二の次に次の一条を加える。

第二十條の三 昭和四十一年十二月三十一日までの間に第八條第三項の規定により町村を市とする処分をする場合における同条第一項第一号に規定する人口は、第二百五十四條の規定にかかわらず、当該町村の人口に關して最近に行なわれた統計法(昭和二十二年法律第十八号)第三條の規定による指定統計調査の結果による人口とする。

別表第一中第一号の十一を第一号の十六とし、第一号の十を第一号の十三とし、同号の次に次の二号を加える。

一の十四 豪雪地帯対策特別措置法の定めるところにより、基本計画について意見を述べ、及び基本計

画に基づく事業を実施すること。

一の十五 辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律(昭和三十一年法律第八十八号)の定めるところにより、市町村が作成し、又は変更する総合整備計画について協議を応じ、及び当該都道府県が当該市町村に協力して講じようとする措置の計画を定め、これを主務大臣に提出すること。

別表第一中第一号の九を第一号の十二とし、第一号の五から第一号の八までを三号ずつ繰り下げ、同表第一号の四中「述べ、地籍調査に関する都道府県計画及び事業計画を定め、事業計画に基く地籍調査を行う等の事務を行ない、並びに市町村又は土地改良区等が行う地籍調査に要する経費の一部を負担すること」を「述べること」に改め、同号を同表第一号の六とし、同号の次に次の一号を加える。

一の七 国土調査促進特別措置法(昭和三十一年法律第四十三号)の定めるところにより、国土調査事業十箇年計画について意見を述べ、地籍調査に關する都道府県計画及び事業計画を定め、事業計画に基く地籍調査を行なう等の事務を行ない、並びに市町村又は土地改良区等が行なう地籍調査に要する経費の一部を負担すること。

別表第一中第一号の三を第一号の五とし、第一号の二を第一号の四とし、第一号の次に次の二号を加える。

一の二 災害対策基本法(昭和三十一年法律第二十三号)及びこれに基く政令の定めるところにより、都道府県地域防災計画を作

成し、災害予防を実施し、災害時における職員の派遣等の事務を行ない、応急措置を実施するため特に必要があるときに、関係者に対し従事命令、協力命令若しくは保管命令を発し、施設、土地、家屋若しくは物資を管理し、使用し、若しくは収用し、又は職員をして施設、土地、家屋等に立入検査させ、若しくは物資を保管させた者から必要な報告を徴し、災害時における交通を禁止し、又は制限し、他の都道府県知事に対し応急措置の実施について応援を求め、及び都道府県知事の行なう応急措置に係る損失賠償等をする等災害応急対策を実施し、その他防災に関する事務を行なうこと。

一の三 地方公務員共済組合法（昭和三十七年法律第五十二号）及びこれに基づく政令の定めるところにより、地方職員共済組合等又は都職員共済組合に対し、組合員である都道府県職員等の掛金及び都道府県負担金を払い込み、組合員である都道府県職員等の異動、給与等に関して報告する等地方職員共済組合等又は都職員共済組合の業務の執行に必要な事務を行なうこと。

別表第一第九号の次に次の一号を加える。

九の二 ばい煙の排出の規制等に関する法律（昭和三十七年法律第四百六十六号）の定めるところにより、ばい煙の排出を規制する地域を指定する政令の制定又は改廃の立案について意見を述べること。

別表第一第二十八号の三中「又は首

都高速道路公団」を「首都高速道路公団若しくは阪神高速道路公団」に改め、「工事実施計画書」の下に「又は日本道路公団、首都高速道路公団若しくは阪神高速道路公団の管理する有料道路の占用の許可等」を加える。

別表第一第二十八号の七を第二十八号の九とし、第二十八号の六を第二十八号の八とし、第二十八号の五を第二十八号の七とし、第二十八号の四の次に次の二号を加える。

二十八の五 阪神高速道路公団法（昭和三十七年法律第四十三号）の定めるところにより、主務大臣が定める基本計画に関し協議すること。

二十八の六 建築物用地下水の採取の規制に関する法律（昭和三十七年法律第百号）の定めるところにより、建築物用地下水の採取を規制する地域を指定する政令の制定又は改廃の立案について意見を述べること。

別表第一第三十八号の次に次の一号を加える。

三十八の二 自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和三十七年法律第四百五十五号）の定めるところにより、道路等における駐車場の禁止又は制限に関する事務を行なうこと。

別表第二第一号（一）を同号（一）とし、同号（一）として次のように加える。

（一） 地方公務員共済組合法及びこれに基づく政令の定めるところにより、指定都市職員共済組合又は都

市職員共済組合に対し、組合員である市職員の掛金及び市負担金を払い込み、組合員である市職員の異動、給与等に関して報告する等指定都市職員共済組合又は都職員共済組合の業務の執行に必要な事務を行なうこと。（第二百五十二条の十九第一項の指定都市又は都市職員共済組合を組織している市に限る。）

別表第二第一号（六）中「又は改築」を「若しくは改築又は日本道路公団の管理する有料道路の占用の許可等」に改める。

別表第二第二号中（二）の三を削り、（二）の二を（二）の三とし、（二）の次に次のように加える。

（二）の二 災害対策基本法及びこれに基づく政令の定めるところにより、市町村地域防災計画を作成し、災害予防を実施し、災害時において職員を派遣し、災害に関する予報、警報等に関係機関、住民等に伝達し、消防機関又は水防団に出動を命じ、災害を拡大させるおそれのある設備又は物件の除去、保安その他の必要な措置及び居住者等に対する避難を指示し、警戒区域を設定し、及び当該警戒区域への立入りを制限し、応急措置を実施するため緊急の必要があるときに、他人の土地、建物その他の工作物を一時使用し、土石、竹木その他の物件を使用し、若しくは収用し、又は工作物等の除去その他の必要な措置を講じ、他の市町村長等又は都道府県知事等に対し

応急措置について応援を求め、又は応急措置の実施を要請し、並びに市町村長の行なう応急公用負担等の処分に係る損失賠償等をする等災害応急対策を実施し、その他防災に関する事務を行なうこと。

別表第二第二号（四）中「市町村職員共済組合法（昭和二十九年法律第二百四号）」を「地方公務員共済組合法」に、「市町村職員共済組合」を「公立学校共済組合」に改める。

別表第二第二号（五）中「国土調査法」を「国土調査促進特別措置法」に改める。

別表第二第二号（十一）の次に次のように加える。

（十二） 豪雪地帯対策特別措置法の定めるところにより、基本計画に基づく事業を実施すること。

（十三） 辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律の定めるところにより、都道府県知事との協議により総合整備計画を作成し、又は変更し、これを主務大臣に提出すること。

（十四） 住居表示に関する法律（昭和三十七年法律第十九号）の定めるところにより、市街地につき区域を定め、当該区域について街区符号及び住居番号又は道路の名称及び住居番号をつけ、これらの事項を告示するとともに、当該告示に係る区域の見やすい場所に表示板を設け、並びに住居表示台

帳を備える等の事務を行なうこと。

別表第二第二号二十六の四中「首都高速道路公団」の下に「若しくは阪神高速道路公団」を、「工事実施計画書」の下に「又は首都高速道路公団の管理する有料道路の占用の許可等」を加える。

別表第二第二号中二十六の七を二十六の九とし、二十六の六を二十六の八とし、二十六の五の次に次のように加える。

二十六の六 阪神高速道路公団法の定めるところにより、主務大臣が定める基本計画に関し協議すること。

二十六の七 建築物用地下水の採取の規制に関する法律の定めるところにより、建築物用地下水の採取を規制する地域を指定する政令の制定又は改廃の立案について意見を述べること。

別表第三第一号（一）の四中「新設」の下に「又は増設」を加える。

別表第三第一号（一）の四の次に次のように加える。

（一）の五 首都圏市街地開発区域整備法（昭和三十三年法律第九十八号）の定めるところにより、工業団地造成事業を施行しようとする者又は施行者が他人の土地に立ち入り測量又は調査を行なうにあたり当該土地の試堀等を行なうことを

許可し、及び工業団地造成事業を施行すべき土地の区域内において、当該事業の施行の障害となるおそれがある土地の形質の変更、建築物その他の工作物の新築等の許可に関する事務を行ない、許可を受けず、又は許可の条件に違反した者等に対し当該土地の原状回復又は当該建築物その他の工作物等の移転若しくは除去を命ずること。(都県知事に限る。)

別表第三第一号中三の六を三の七とし、三の五を三の六とし、三の四を三の五とし、三の三を三の四とし、三の二を三の三とし、三の次に次のように加える。

(三)の二 災害対策基本法及びこれに基づく政令の定めるところにより、市町村防災会議を設置しないことについて承認し、市町村防災会議の協議会の設置を指示する等の事務を行ない、市町村地域防災計画の作成又は修正について協議を受け、被害状況等の報告をし、及び市町村長に対し応急措置を実施し、又は応援すべきことを指示すること。

別表第三第一号五の二を次のように改める。

(五)の二 削除

別表第三第一号五の三中「市町村職員共済組合法」を「地方公務員共済組合法」に、「市町村職員共済組合」を「市町村職員共済組合若しくは都市職

員共済組合」に、「業務の状況若しくは書類帳簿等を検査させ」を「業務及び財産の状況若しくは書類帳簿等を監査させ」に、「保鍵給付の」を「療養に関する短期給付の」に、「保鍵給付に」を「当該給付に」に改める。

別表第三第一号五の八の次に次のように加える。

(五)の九 新産業都市建設促進法(昭和三十一年法律第十七号)及びこれに基づく政令の定めるところにより、新産業都市の区域の指定があつた場合に、当該新産業都市に係る建設基本計画を作成し、又は変更すること。

(五)の十 住居表示に関する法律の定めるところにより、市町村からその処理する住居表示に関する事務について必要な報告を求める等の事務を行なうこと。

別表第三第一号(二十五)の次に次のように加える。

(二十五)の二 ばい煙の排出の規制等に関する法律及びこれに基づく政令の定めるところにより、指定地域に係る大気汚染の状況を監視し、指定地域内におけるばい煙発生施設の設置等の届出を受理し、ばい煙濃度が排出基準に適合しないばい煙発生施設の使用方法、ばい煙の処理の方法又は構造について変更又は改善を命じ、特定施設から特定有害物質を多量に排出させた特定有害物質排出者に對し必要な措置を講ずることを勧告し、霧の持続的な発生により大

気が汚染した緊急時においてその事態を一般に周知せしめるとともに、ばい煙を排出する者に対しばい煙排出量の減少について協力を求め、ばい煙又は特定有害物質による被害についての損害賠償に関する紛争等の和解の仲介に関する事務を行ない、及びばい煙排出者若しくは特定有害物質排出者に対し必要な報告をさせ、又は職員をしてばい煙排出者若しくは特定有害物質排出者の工場若しくは事業場に立入検査させること。

別表第三第一号四十八中「都道府県災害救助対策協議会の会長となり」と及び「その他緊急措置」を削る。

別表第三第一号中六十二の六を削り、六十二の七を六十二の六とする。

別表第三第一号六十八中「事務」の下に「及び農事組合法人の成立、定款の変更、合併等の届出の受理等の事務」を加え、「及び農業協同組合」を「並びに農業協同組合法人」に改める。

別表第三第一号八十三を次のように改める。

(八十三) 森林法(昭和二十六年法律

第二百四十九号)及びこれに基づく政令の定めるところにより、全国森林計画について意見を述べ、森林計画区域別に地域森林計画を立て、森林所有者等の伐採の届出を受理し、保安林、保安施設地区の指定若しくは解除又は指定施設要件の変更に関する事務及び保安林

又は保安施設地区における伐採等の許可、木材搬出等のための土地の使用権の設定の認可等に関する事務を行ない、保安林台帳及び保安施設地区台帳を調製し、及び保管し、並びに森林組合又は森林組合連合会について、その設立、定款変更、合併等を認可し、及び必要な報告を徴し、業務又は会計の状況を検査する等監督上必要な措置を講ずること。

別表第三第一号八十八中「移転」の下に「、漁獲行使規則若しくは入漁権行使規則の制定、変更若しくは廃止又は遊漁規則の制定若しくは変更」を加え、「及び水産動植物の採捕」を「水産動植物の採捕又は処理」に改める。

別表第三第一号九十八の次に次のように加える。

九十八の二 商店街振興組合法(昭和三十一年法律第四十一号)の定めるところにより、商店街振興組合又は商店街振興組合連合会の設立、定款の変更及び合併を認可し、並びに商店街振興組合又は商店街振興組合連合会から必要な報告を徴し、業務又は会計の状況を検査する等監督上必要な措置を講ずること。

別表第三第一号百十五の三中「首都高速道路公園」の下に「若しくは阪神高速道路公園」を加える。

別表第三第一号百十五の四の次に次のように加える。

(百十五)の五 阪神高速道路公園法の

定めるところにより、主務大臣が定める基本計画に関し協議すること。

別表第三第一号中百十七の三を百十七の四とし、百十七の二の次に次のように加える。

(百十七)の三 都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律(昭和三十一年法律第四十二号)の定めるところにより、市町村長に対し、保存樹又は保存樹林に關し必要な報告又は資料の提出を求める等の事務を行なうこと。

別表第三第一号百二十の五の次に次のように加える。

(百二十)の六 建築物用地下水の採取の規制に関する法律の定めるところにより、指定地域における建築物用地下水の採取の許可等に関する事務を行ない、許可を受けず、又は許可の条件に違反して建築物用地下水を採取している者に対し違反の是正をさせ、急激な地盤の沈下により高潮、出水等の災害の発生のおそれ若しくは建築物用地下水の採取を放置することができないと認めるときに、建築物用地下水又は地盤の状況に関する測量又は実地調査のため職員をして他人の土地に立ち入らせ、及び指定地域内において建築物用地下水を採取している者から必要な報告を求め、又は職員をして建築物用地下水を採取するための設備の設置の場所等に立入検査させること。

別表第三第四号七中「事務」を「事

務等」に改める。

別表第四第一号二十の三中「首都高速道路公団」の下に「若しくは阪神高速道路公団」を加える。

別表第四第一号二十の四の次に次のように加える。

(二十)の五 阪神高速道路公団法の定めるところにより、主務大臣が定める基本計画に関し協議すること。(第二百五十二条の十九第一項の指定都市の市長に限る。)

別表第四第一号二十三の次に次のように加える。

(二十四) 建築物用地下水の採取の規制に関する法律の定めるところにより、指定地域における建築物用地下水の採取の許可等に関する事務を行ない、許可を受けず、又は許可の条件に違反して建築物用地下水を採取している者に対し違反の是正をさせ、急激な地盤の沈下により高潮、出水等の災害の発生のおそれがある建築物用地下水の採取を放置することができないと認めるときに、建築物用地下水の採取を制限し、又は採取を停止する等の必要な措置をとることを命じ、地下水又は地盤の状況に関する測量又は実地調査のため職員をして他人の土地に立ち入らせ、及び指定地域内において建築物用地下水を採取している者から必要な報告を求め、又は職員をして建築物用地下水を採取するための設備の設置の場所

等に立入検査をすること。(第二百五十二条の十九第一項の指定都市の市長に限る。)

別表第四第二号中(一)の四を(一)の六とし、(一)の三を(一)の四とし、(一)の四の次に次のように加える。

(一)の五 災害対策基本法及びこれに基づく政令の定めるところにより、被害状況等の報告をすること。

別表第四第二号中(一)の二を(一)の三とし、(一)の次に次のように加える。

(一)の二 首都圏市街地開発区域整備法の定めるところにより、工業団地造成事業を施行しようとする者又は施行者が他人の土地に立ち入って測量又は調査を行なうにあたり障害物の伐除を行なうことを許可すること。

別表第四第二号二十七の五を削る。

別表第四第二号三十中「又は小作探草放牧地について、」を「若しくは小作探草放牧地について、」に改め、「認めるとき」の下に「又は農地若しくは探草放牧地について国が買取すべきものと認めるとき」を加える。

別表第七第一号の表中

危険物取扱主任者等試験委員

消防法第十三条の三第一項(第十四条第四項において準用する場合を含む。)

危険物取扱主任者等試験委員

消防法第十三条の三第一項(第十四条第四項において準用する場合を含む。)

危険物取扱主任者等試験委員

消防法第十三条の三第一項(第十四条第四項において準用する場合を含む。)

危険物取扱主任者等試験委員

消防法第十三条の三第一項(第十四条第四項において準用する場合を含む。)

危険物取扱主任者等試験委員

ものがあると認めるとき」を加える。

別表第四第二号中四十九の六を(四十の七とし、四十九の五を四十九の六とし、四十九の四を四十九の五とし、四十九の三を四十九の四とし、四十九の二の次に次のように加える。

(四十九)の三 都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律及びこれに基づく政令の定めるところにより、保存樹又は保存樹林を指定し、又は解除し、保存樹又は保存樹林の標識を設置し、所有者の変更等の場合の届出を受理し、保存樹及び保存樹林に関する台帳を作成し、及び保管し、並びに所有者から必要な報告を求める等の事務を行なうこと。

別表第四第五号(一)中「又は小作探草放牧地について、」を「若しくは小作探草放牧地について、」に改め、「認めるとき」の下に「又は農地若しくは探草放牧地について国が買取すべきものと認めるとき」を加える。

第三種漁港を管理する都道府県知事

漁港管理会

漁港法第二十七条の規定による漁港の維持管理に関する重要事項の調査審議に関する事務

新産業都市の区域の属する都道府県知事

新産業都市建設協議会

新産業都市建設促進法第十条の規定による新産業都市に係る建設の促進に関する重要事項の調査審議に関する事務

第三種漁港を管理する都道府県知事

漁港管理会

漁港法第二十七条の規定による漁港の維持管理に関する重要事項の調査審議に関する事務

別表第七第二号の表中

市町村長

民生委員

民生委員法第五十二条第二項の規定による民生委員の推薦を受ける者の推薦に関する事務

市町村長

市町村防災会議

災害対策基本法第十六条第一項及び第五項の規定による市町村地域防災計画の作成及びその実施の推進その他防災に関する事務

民生委員推薦会

民生委員推薦会

民生委員法第五十二条第二項の規定による民生委員の推薦を受ける者の推薦に関する事務

附則

(施行期日及び適用区分)

第一条 この法律中目次の改正規定(第三編第四章の次に一章を加える部分に限る。)、第一条の二の改正規定、第二条第三項第八号の改正規定、第二百六十三条の二の次に一章を加える改正規定、第三編第四章の次に一章を加える改正規定、附則第二十條の次に一章を加える改正規定、附則第二十二條の次に一章を加える改正規定及び別表の改正規定並びに附則第十五條から附則第十八條まで、附則第二十四條(地方開港事業団に関する部分に限る。)、附則第二十五條(地方開港事業団に関する部分に限る。))及び附則第三十五條の規定(以下「財務以外の改正規定等」という。)

は公布の日から、普通地方公共団体に係る会計の区分、予算の調製及び議決、繰越明許費、債務負担行為、予算の内容、歳入歳出予算の区分、予算の内容、歳入歳出予算の区分、地方債並びに一時借入金に関する改正規定並びに附則第四條、附則第五條第一項、第二項及び附則第六條第一項並びに附則第八條の規定(以下「予算関係の改正規定」という。))は昭和三十一年一月一日から、その他の改正規定並びに附則第二條、附則第三條、附則第五條第三項、附則第六條第二項及び第三項、附則第七條、附則第九條

から附則第十四条まで、附則第十九条から附則第二十三条まで、附則第二十四条（地方開発事業団に関する部分を除く）、附則第二十五条（地方開発事業団に関する部分を除く）並びに附則第二十六条から附則第三十四条までの規定は同年四月一日から施行する。ただし、改正後の地方自治法（以下「新法」という。）の規定中普通地方公共団体に係る会計の区分、予算の調製及び議決、継続費、繰越明許費、債務負担行為、予算の内容、歳入歳出予算の区分、予算の補正予算及び暫定予算、地方債並びに一時借入金並びに決算に係る部分（債務負担行為、予算の内容、歳入歳出予算の区分、地方債及び一時借入金に関する部分については、当該部分が地方開発事業団に準用される場合を含む。）は、昭和三十九年度の予算及び決算から適用する。

（監査の請求に関する経過措置）
第二条 この法律（財務以外の改正規定等及び予算関係の改正規定を除く。以下同じ。）の施行前に改正前の地方自治法（以下「旧法」という。）第七十五条第四項の規定により市町村長に対してした監査の請求については、新法第七十五条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（監査委員に関する経過措置）
第三条 この法律の施行の際現在に職する監査委員は、新法第九十五条第二項及び第九十六条第一項の規定にかかわらず、その任期中に限り、なお、従前の例により在職するものとする。

（特別会計に関する経過措置）
第四条 予算関係の改正規定の施行の際現在に旧法第二百三十九条の規定により設けられている特別会計については、新法第二百九条第二項の規定にかかわらず、昭和三十八年度に限り、なお従前の例による。

（予算に関する経過措置）
第五条 予算関係の改正規定の施行の際現在に旧法第二百三十六条の規定により設けられている繰越費は、新法第二百三十二条の繰越費とみなす。

（繰越しに関する経過措置）
2 昭和三十八年度の歳出予算に係る繰越しについては、新法第二百三十三条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（繰越しに関する経過措置）
3 この法律の施行の際現在に旧法第九十六条第一項第八号の規定により地方公共団体の議会の議決を経て負担している義務は、新法第二百三十四条の規定により予算で定めて負担した義務とみなす。

（繰越しに関する経過措置）
4 前三項に定めるもののほか、昭和三十八年度分以前の予算については、なお従前の例による。

（繰越しに関する経過措置）
5 昭和三十八年度以前に生じた歳計剰余金の処分については、新法第二百三十三条の二の規定にかかわらず、なお、従前の例により翌年度の歳入に繰入し、又は基金に繰入するものとする。

（一時借入金に関する経過措置）
8 昭和三十八年度分の一時の借入れについては、新法第二百三十五条の三の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（時効に関する経過措置）
9 この法律の施行の際現在に進行を開始している地方公共団体の徴収金及び支払金の時効については、新法第二百三十六条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（職員に課する経過措置）
12 この法律の施行前の事実に基づき地方公共団体の職員の賠償責任については、新法第二百四十三条の二の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（公の施設に関する経過措置）
13 新法第九十六条第一項第八号及び第二百四十四条の二第二項の規定は、この法律の施行前に旧法第二百三十三条第二項に規定する使用の許可を受けた営造物を、この法律の施行後引き続き当該許可を受けた期間中使用する場合においては、適用しない。

（不服申立てに関する経過措置）
14 この法律の施行前に旧法第二百二十五条、第二百三十三条又は第二百三十四条の規定により提起された審査請求、異議申立て又は再審査請求については、なお従前の例による。

（地方開発事業団に関する経過措置）
15 地方開発事業団の財務については、新法第三百四十四条第一項の規定にかかわらず、昭和三十八年十二月三十一日までの間は、旧法第二百二十七条から第二百二十九条まで、第二百三十三条、第二百三十九条の二、第二百三十九条の三、第二百四十一条及び第二百四十三条の二、第二百四十四条第一項、第二百四十四条の二第一項及び第一項並びに第二項並びに第二百四十六条の規定（以下本条において「旧法の規定」という。）を準用し、昭和三十九年一月一日から同年三月三十一日までの間は、新法第二百四十一条、第二百四十五条（第二号及び第三号を除く）、第二百四十六条及び第二百四十五条の三の規定並びに旧法の規定（旧法第二百二十六条及び第二百二十七条の規定を除く。）を準用する。ただし、旧法第二百二十七条及び新法第二百三十五条の三の規定は、特定事業に係る財務については、これを準用しない。

（前項の規定により地方開発事業団の財務について旧法の規定又は新法の規定を準用する場合における技術的読替は、政令でこれを定める。）
3 新法第三百四十四条第二項の規定の適用については、昭和三十八年十二月三十一日までの間は、同項中「第二百三十三条」とあるのは、「第二百

二百二十五条、第二百三十三条又は第二百三十四条の規定により提起された審査請求、異議申立て又は再審査請求については、なお従前の例による。

（地方開発事業団に関する経過措置）
15 地方開発事業団の財務については、新法第三百四十四条第一項の規定にかかわらず、昭和三十八年十二月三十一日までの間は、旧法第二百二十七条から第二百二十九条まで、第二百三十三条、第二百三十九条の二、第二百三十九条の三、第二百四十一条及び第二百四十三条の二、第二百四十四条第一項、第二百四十四条の二第一項及び第一項並びに第二項並びに第二百四十六条の規定（以下本条において「旧法の規定」という。）を準用し、昭和三十九年一月一日から同年三月三十一日までの間は、新法第二百四十一条、第二百四十五条（第二号及び第三号を除く）、第二百四十六条及び第二百四十五条の三の規定並びに旧法の規定（旧法第二百二十六条及び第二百二十七条の規定を除く。）を準用する。ただし、旧法第二百二十七条及び新法第二百三十五条の三の規定は、特定事業に係る財務については、これを準用しない。

（前項の規定により地方開発事業団の財務について旧法の規定又は新法の規定を準用する場合における技術的読替は、政令でこれを定める。）
3 新法第三百四十四条第二項の規定の適用については、昭和三十八年十二月三十一日までの間は、同項中「第二百三十三条」とあるのは、「第二百

二百二十五条、第二百三十三条又は第二百三十四条の規定により提起された審査請求、異議申立て又は再審査請求については、なお従前の例による。

（地方開発事業団に関する経過措置）
15 地方開発事業団の財務については、新法第三百四十四条第一項の規定にかかわらず、昭和三十八年十二月三十一日までの間は、旧法第二百二十七条から第二百二十九条まで、第二百三十三条、第二百三十九条の二、第二百三十九条の三、第二百四十一条及び第二百四十三条の二、第二百四十四条第一項、第二百四十四条の二第一項及び第一項並びに第二項並びに第二百四十六条の規定（以下本条において「旧法の規定」という。）を準用し、昭和三十九年一月一日から同年三月三十一日までの間は、新法第二百四十一条、第二百四十五条（第二号及び第三号を除く）、第二百四十六条及び第二百四十五条の三の規定並びに旧法の規定（旧法第二百二十六条及び第二百二十七条の規定を除く。）を準用する。ただし、旧法第二百二十七条及び新法第二百三十五条の三の規定は、特定事業に係る財務については、これを準用しない。

（前項の規定により地方開発事業団の財務について旧法の規定又は新法の規定を準用する場合における技術的読替は、政令でこれを定める。）
3 新法第三百四十四条第二項の規定の適用については、昭和三十八年十二月三十一日までの間は、同項中「第二百三十三条」とあるのは、「第二百

二百二十五条、第二百三十三条又は第二百三十四条の規定により提起された審査請求、異議申立て又は再審査請求については、なお従前の例による。

（地方開発事業団に関する経過措置）
15 地方開発事業団の財務については、新法第三百四十四条第一項の規定にかかわらず、昭和三十八年十二月三十一日までの間は、旧法第二百二十七条から第二百二十九条まで、第二百三十三条、第二百三十九条の二、第二百三十九条の三、第二百四十一条及び第二百四十三条の二、第二百四十四条第一項、第二百四十四条の二第一項及び第一項並びに第二項並びに第二百四十六条の規定（以下本条において「旧法の規定」という。）を準用し、昭和三十九年一月一日から同年三月三十一日までの間は、新法第二百四十一条、第二百四十五条（第二号及び第三号を除く）、第二百四十六条及び第二百四十五条の三の規定並びに旧法の規定（旧法第二百二十六条及び第二百二十七条の規定を除く。）を準用する。ただし、旧法第二百二十七条及び新法第二百三十五条の三の規定は、特定事業に係る財務については、これを準用しない。

二十六条」とする。

4 新法第三百十八条の規定の適用については、昭和三十三年三月三十一日までの間は、同条中「第二百四十五条」とあるのは、「第二百四十五条の三」とする。

(登録税法の一部改正)

第十六条 登録税法(明治二十九年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第十九条第十号中「北海道府県市町村」を「地方公共団体」に改める。

(法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律の一部改正)

第十七条 法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律(昭和二十一年法律第二十四号)の一部を次のように改正する。

第三条中「大蔵大臣」の下に「地方公共団体のする保証契約にあつては、自治大臣」を加える。

(所得税法の一部改正)

第十八条 所得税法(昭和二十二年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項一号中「財産区」の下に「地方開当事業団」を加える。

(農業災害補償法の一部改正)

第十九条 農業災害補償法(昭和二十二年法律第八十五号)の一部を次のように改正する。

第八十七條の二第八項中「第二百二十五条の規定の適用があるものとする」を「第二百三十一條の三の規定を準用する」に改める。

(地方財政法の一部改正)

第二十条 地方財政法(昭和二十三年

法律第九号)の一部を次のように改正する。

第四條の二中「予算をもつて定めるもの以外の債務の負担の原因となる契約の締結その他」を削る。

第八條の見出し中「処分」を「運用」に改め、同条第一項を削り、同条第二項を同条とする。

第二十四條中「營造物」を「公の施設」に改める。

(土地改良法の一部改正)

第二十一條 土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。

第九十一條第一項中「第二百七十七條」を「第二百二十四條」に改め、同条第二項を削る。

第九十二條中「第九十一條第一項」を「第九十一條」に改める。

(社会教育法の一部改正)

第二十二條 社会教育法(昭和二十四年法律第二百七号)の一部を次のように改正する。

第三十三條の見出しを「(基金)」に改め、同条中「特別の基本財産又は積立金」を「地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十一條の基金」に改める。

第三十七條中「(昭和二十一年法律第六十七号)」を削り、「第二百三十一條」を「第二百三十二條の二」に改める。

(港灣法の一部改正)

第二十三條 港灣法(昭和二十五年法律第二百十八号)の一部を次のように改正する。

第四十三條の三第三項を削る。

第四十三條の四第二項中「及び第三項」を削る。

第四十四條の三第三項を削る。

第四十四條の三第一項中「第二百二十五條第一項、第三項及び第四項」を「第二百三十一條の三第一項、第二項及び第三項前段」に改め、同条第二項及び第三項中「第二百二十五條第三項」を「第二百三十一條の三第二項」に改める。

第五十八條中第三項を削り、第四項を第三項とする。

第五十九條第三項中「第二百二十五條第一項、第三項及び第四項」を「第二百三十一條の三第一項、第二項及び第三項前段」に改める。

(地方税法の一部改正)

第二十四條 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第十六條の二第一項中「有価証券」の下に「(地方自治法第二百三十一條の二第三項又は第五項の規定により地方団体の歳入の納付に使用することができるとする証券を除く)」を加える。

第二十五條第一号中「財産区」の下に「地方開当事業団」を加える。

第六十一條中「議会の議決を経て」を「条例の定めるところにより」に改める。

第七十二條の四第一項第一号中「及びこれらの組合」を「これらの組合及び地方開当事業団」に改める。

第七十二條の六十二中「議会の議決を経て」を「条例の定めるところにより」に改める。

第七十三條の三中「及び財産区」を「財産区及び地方開当事業団」に改める。

改める。

第七十三條の三十一中「議会の議決を経て」を「条例の定めるところにより」に改める。

第百四十六條第一項中「及び財産区」を「財産区及び地方開当事業団」に改める。

第百六十二條、第百九十四條、第二百四十八條及び第二百七十四條中「議会の議決を経て」を「条例の定めるところにより」に改める。

第二百九十六條第一項第一号中「財産区」の下に「地方開当事業団」を加える。

第三百二十三條中「議会の議決を経て」を「条例の定めるところにより」に改める。

第三百四十八條第一項中「及び財産区」を「財産区及び地方開当事業団」に改める。

第三百六十七條中「議会の議決を経て」を「条例の定めるところにより」に改める。

第四百四十三條中「及び財産区」を「財産区及び地方開当事業団」に改める。

第四百五十四條、第五百三十二條、第五百六十三條、第六百八十四條及び第七百零二條の二十九中「議会の議決を経て」を「条例の定めるところにより」に改める。

第七百二條の二第一項中「及び財産区」を「財産区及び地方開当事業団」に改める。

第七百四十四條中「財産区」の下に「地方開当事業団」を加える。

第七百七十七條中「議会の議決を経て」を「条例の定めるところにより」に改める。

(地方公務員法の一部改正)

第二十五條 地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)の一部を次のように改正する。

第三條第三項第一号の次に次の一号を加える。

一の二 地方開当事業団の理事長、理事及び監事の職

第六條第一項中「監査委員」を「代表監査委員(監査委員の定数が一人の場合にあつては、監査委員)」に改める。

(道路法の一部改正)

第二十六條 道路法(昭和二十七年法律第八十号)の一部を次のように改正する。

第八條第五項中「第二百十條」を「第二百四十四條の三」に改める。

(地方公営企業法の一部改正)

第二十七條 地方公営企業法(昭和二十七年法律第二百九十二号)の一部を次のように改正する。

第八條第一項第五号中「第二百四十四條並びに第二百二十三條第二項及び第三項の規定により」を「第二百二十八條第二項及び第三項並びに第二百四十四條の二第四項に規定する」に改める。

第三十條第四項を削る。

第四十條第二項中「第二百四十四條」を「第二百四十三條の三」に改める。

(道整整備特別措置法の一部改正)

第二十八條 道整整備特別措置法(昭和三十一年法律第七号)の一部を次のように改正する。

第二十一條中「第六十條まで、第六十一條第一項及び第二項、第六十

二条並びに第六十三条」を「第六十三
条まで」に改める。

第二十二条中「第六十一条第一項
及び第二項並びに」を「第六十一条
及び」に改める。

(海岸法の一部改正)

第二十九条 海岸法(昭和三十一年法
律第百一号)の一部を次のように改
正する。

第三十三条第三項を削る。

(地方教育行政の組織及び運営に關
する法律の一部改正)

第三十条 地方教育行政の組織及び運
営に關する法律(昭和三十一年法律
第百六十二号)の一部を次のように
改正する。

第二十四条第五号を次のように改
める。

五 前号に掲げるもののほか、教
育委員会の所掌に係る事項に關する
予算を執行すること。

第四十八条第一項中「第二百四十
五条の三」を「第二百四十五条」に
改める。

(特定多目的ダム法の一部改正)

第三十一条 特定多目的ダム法(昭和
三十二年法律第三十五号)の一部を
次のように改正する。

第九条第三項を削る。

第十条第三項中「及び第三項」を
削る。

(地すべり等防止法の一部改正)

第三十二条 地すべり等防止法(昭和
三十三年法律第三十号)の一部を次
のよう改正する。

第三十六条第三項を削る。

(分取造林特別措置法の一部改正)

第三十三条 分取造林特別措置法(昭
和三十三年法律第五十七号)の一部

を次のように改正する。

第四條を削る。

(国民健康保険法の一部改正)

第三十四条 国民健康保険法(昭和三十
三年法律第九十二号)の一部を
次のように改正する。

第八十条第二項中「第二百二十五
条第四項」を「第二百三十一条の三
第三項前段」に改める。

第二百二十七条第四項中「第二百六
条第四項」を「第二百五十五條の
二」に改め、「を受けた者」を削
る。

(地方公務員共済組合法の一部改正)

第三十五条 地方公務員共済組合法
(昭和三十七年法律第百五十二号)
の一部を次のように改正する。

第三条第三項中「役場事務組合」
の下に「並びに同法第二百九十八條
第一項に規定する地方開發事業団」
を加える。

理 由

地方公共団体の財務及び公の施設に
關する制度を整備し、特別地方公共団
体たる地方開發事業団に關する制度を
設けるとともに、市の人口要件につい
て特例を定めるほか、地方公共団体が
処理しなければならぬ事務等を掲げ
た別表に所要の改正を加える等の必要
がある。これが、この法律案を提出す
る理由である。